

評価担当部会及び第三者評価委員会における審査状況

1 評価担当部会における審査

【書面調査】

- ① 評価担当部会の運営及び学校概要説明
- ② 書面調査は、学校から提出された「自己評価報告書」及び「参照資料」に基づいて事務局から中項目ごとに概要を説明し、委員の意見交換により審議を進めた。
- ③ 委員は、審議中に手元の「評価シート」に判断したことなどを記入しておき、評価報告書(原案)を検討する際の資料とした。
 - ※ 「評価シート」は、中項目単位で小項目・チェック項目・特記事項欄を設けてある。
 - ※ 審議は、中項目 37 項目について 3 回の部会で審議した。
 - ※ 基準 8 (財務) 8-38 財務基盤 8-39 予算収支計画 については、別途、公認会計士である評価委員に分析及びコメントを求め、その内容をもとに審議した。
 - ※ 3 回目終了後に審議内容を取りまとめ、現地調査内容の確認を行った。

【ヒアリング・訪問調査】

- ① ヒアリング項目等は、事前に学校側に提示し調整を行った。
- ② 当日の標準的スケジュール
現地集合 (10 : 30) ⇒ 出席者紹介 ⇒ 施設・設備確認 (特徴ある教育等) ⇒
昼食休憩 (12 : 30 ~ 13 : 30) ⇒ ヒアリング調査・資料確認 ⇒ 学生インタビュー ⇒
閉会 (17 : 00)

【第三者評価報告書(原案)作成】

- ① 各評価委員から提出された評価案を取りまとめ、事務局で評価書(原案)の試案を作成し、部会で審議した。
- ② 審議は、中項目ごとに〈特長として評価する点〉と〈更なる向上を期待する点〉のコメントを確定したうえで、大項目ごとの総評を検討することとし、部会を 2 回開催した。

2 第三者評価委員会における審査

【第三者評価報告書(原案)の審査】

- ① 「総評」と「中項目の評価結果」の構成や評価表現等について基本的な認識を討論し、方向性を決定した。
- ② 評価対象校別に第三者評価報告書(原案)の審査を行い、記述上の問題点等について討議した。修正すべき点を事務局に指示し、第三者評価報告書(第一次報告書)を確定し、事業実施委員会に提出した。

モデル評価事業協定書

(目的)

第1条 平成27年度文部科学省事業職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進、柔道整復師養成分野における第三者評価のモデル事業の実施に係る事業(以下「当該事業」という。)を共同連携して実施することを目的とする。

(開始の時期及び終了の時期)

第2条 当該事業は、平成27年8月1日に開始し、平成28年3月11日に終了する。

(構成員の所在地及び名称)

第3条 当該事業の構成員は、次のとおりとする。

所在地
学校名
代表者

所在地
学校名
代表者

所在地
学校名
代表者

所在地 東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6階
団体名 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
代表者 理事長 茅野祐子

(モデル事業実施委員会等)

第4条 当該事業の実施は、構成員を含むモデル事業実施委員会及び各学校ごとの評価部会並びに第三者評価委員会を設け、事業運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該事業の履行に当たるものとする。

(構成員の責任等)

第5条 各構成員は、当該事業の履行及びその他関係する事業の履行に伴い負担する債務の履行に関し、共同連携して責任を負うものとする。

2 当該事業の履行に係る各構成員の業務分担及び経費負担については、別表のとおりとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第6条 本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

(協定書に定めのない事項)

第7条 この協定書に定めのない事項については、構成員の協議において定めるものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書4通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各1通を保有する。

平成27年 月 日

所在地
学校名
代表者 校長 ⑩

所在地
学校名
代表者 校長 ⑩

所在地
学校名
代表者 校長 ⑩

所在地 東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6階
団体名 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
代表者 理事長 茅野祐子 ⑩

別表

業務分担及び経費負担

構成員名（団体名）	業務分担	費用負担
〇〇〇〇専門学校	1 自己評価の実施に関する こと 2 第三者評価の受審に関する こと	第三者評価を行うための自 己評価の実施に関する費用
〇〇〇〇専門学校	1 自己評価の実施に関する こと 2 第三者評価の受審に関する こと	第三者評価を行うための自 己評価の実施に関する費用
〇〇〇〇専門学校	1 自己評価の実施に関する こと 2 第三者評価の受審に関する こと	第三者評価を行うための自 己評価の実施に関する費用
私立専門学校等評価研究機 構	1 上記学校が実施する自 己評価の支援に関する こと 2 上記学校の第三者評価 の実施に関する こと	第三者評価の実施に関する 費用

職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業

評価担当部会用・評価シート

学校名	
-----	--

平成27年 月 日

記入者	
-----	--

このシートの使い方について

- 1 この評価シートは、評価担当部会の各委員に記入していただきます。
主として書面調査において、モデル評価対象校から提出された自己点検・評価報告書や参照資料集を点検し気付いたことなどを記入してください。また、ヒアリングや現地調査で確認したことなども、適宜、該当箇所にご記入ください。

この評価シートは、部会における討議や第三者評価報告書に記述するコメントを検討する際の参考として活用してください。

- 2 各シートは、中項目単位で作成されています。
その中で、小項目(評価の視点)とそのチェック項目を挙げています。
それぞれの項目に付いている2つの枠は、次のように記入してください。

「評価」……Mustに属する評価項目については、

この項目で求める基準に適合する記述がある場合 ⇒ ○
〃 不適合な記述がある場合 ⇒ ×
〃 関する記述がない場合 ⇒ ×

Shouldに属する評価項目については、

この項目で求める取組に適合する記述がある場合 ⇒ ◎
〃 記述がない場合 ⇒ △

「資料」……この項目の記述の証拠となる資料がある場合 ⇒ ○
〃 がない場合 ⇒ ×

「小項目特記事項」欄には、特色ある取組事項、内容不明瞭で確認すべき点、記述や資料の追加が必要な事項などを記入してください。

- 3 「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」欄については、各小項目における取組状況を総合的に判断し、中項目における評価として記述すべき事項について記入してください。

この二つの項目は、各評価員が記述した内容に基づいて、評価担当部会において討議のうえ、第三者評価報告書原案に記載する内容を決定することになります。

【1-1】 理念・目的・育成人材像		
評価	資料	No. 小項目（評価の視点）とチェック項目
		1 理念・目的・育成人材像は、定められているか
		1 理念に沿った目的・育成人材像になっているか
		2 理念等は文書化するなど明確に定めているか
		3 理念等において専門分野の特性は明確になっているか
		4 理念等に応じた課程（学科）を設置しているか
		5 理念等を実現するための具体的な目標・計画・方法を定めているか
		6 理念等を学生・保護者、関連業界等に周知しているか
		7 理念等の浸透度を確認しているか
		8 理念等を社会等の要請に的確に対応させるため、適宜、見直しを行っているか
(小項目特記事項)		
		2 育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか
		9 課程（学科）毎に関連業界等が求める知識・技術・技能・人間性等人材要件を明確にしているか
		10 教育課程、授業計画（シラバス）等の策定において関連業界等からの協力を得ているか
		11 専任・兼任（非常勤）にかかわらず教員採用において関連業界等からの協力を得ているか
		12 学内外にかかわらず、実習の実施にあたって、関連業界等からの協力を得ているか
		13 教材等の開発において、関連業界等からの協力を得ているか
		14 理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいるか
(小項目特記事項)		
		3 社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか
		15 中期的（3～5年程度）視点で、学校の将来構想を定めているか
		16 学校の将来構想を教職員に周知しているか
		17 学校の将来構想を学生・保護者・関連業界等に周知しているか
(小項目特記事項)		
【特長として評価する点】		
【更なる向上を期待する点】		

基準大項目・中項目		追加資料	ヒアリング	確認内容	摘要
1 理念・目的等	1-1 教育理念・目的・育人材像				
	2-2 運営方針・事業計画				
2 学校運営	2-3 運営組織				
	2-4 特色ある取組				
3 教育活動	3-5 目標の設定				
	3-6 教育方法・評価等				
	3-7 成績評価・単位認定等				
	3-8 免許・資格取得の指導体制				
	3-9 教員・教員組織				

柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業における 学生インタビュー実施要領

平成 27 年 10 月 15 日制定

1 目的

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下「機構」という。）が実施する第三者評価モデル事業の評価対象校に在学する学生に対するインタビュー（以下「学生インタビュー」という。）は、書面調査及び訪問調査で得られた知見等に関し学生に直接インタビューを行うことにより、教育活動及び学生支援等に関する理解を深め、評価担当部会における評価の妥当性を高めることを目的とする。

2 インタビューの方法

学生インタビューは、評価担当部会における訪問調査の一環として、学校の指定する会場で、学生と評価委員が対面する形で実施する。インタビューの方法は、学生に予め記入してもらったアンケートの回答をもとに、評価委員がその内容に関して質問し学生が答える形式で実施する。その際、評価対象校の教職員は同席しない。

インタビューの時間は、概ね 1 時間程度とする。

3 学生の選定

学生インタビューに参加する学生は、概ね次の基準に基づき学校が選定し、訪問調査の開始前に別記様式による名簿を機構に提出するものとする。

- ① 学生の参加者数は、各学年 2 名程度とする。
- ② 学生の選定に当たっては、高等学校からの入学者と社会人経験のある入学者など、できるだけバランスを考慮するものとする。

4 インタビューにおける質問項目

学生に対する質問は、主として次のような内容で行うものとする。なお、必要に応じ関連する事項についても質問することがある。

- ① 柔道整復師の資格を取得したいと思った動機とこの学校を選んだ理由は？
- ② 卒業後はどういう職場で働きたいと考えているか？
- ③ 授業は十分理解できているか、授業方法で改善して欲しいことがあるか？
- ④ 実習は満足しているか、改善して欲しいことがあるか？
- ⑤ 施設・設備等の学習環境に満足しているか、改善して欲しいことがあるか？
- ⑥ 学生生活を送るうえで支援を強化して欲しいことがあるか？

5 学生インタビューのまとめ

学生インタビューの結果については、発言者の氏名を略し、要点のみ議事録の形式で記録し、機構に保管する。

別記様式

インタビュー参加学生名簿

学校名 〇〇〇〇〇〇専門学校

訪問調査の際にインタビューに応じる学生の学年・氏名等を記入願います。

学 科 名	昼・夜 区分	学年	ふ り が な 氏 名	性別

※ 学生の席次表（様式任意）の提出も願います。

学生インタビューの進行手順及び留意事項等

- 1 開会にあたって (進行：事務局長)
 - ① 開会のことば
 - ② 評価部会委員紹介
 - ③ 部会長挨拶 (モデル学校評価の趣旨と学生インタビューの目的など)

- 2 参加学生の自己紹介 (進行：事務局長)

自己紹介は、学年と氏名だけでよい。

- 3 インタビューの方法 (進行：部会長)

以下の事項に留意しながら、インタビューを実施する。

 - ① 事前アンケートのテーマ毎に、大括りの区切りをつけながら、インタビューを進める。
 - ② 各項目について、まんべんなく訊ねている時間はないので、アンケートの回答を見て、質問の相手を適切に選ぶようにする。
 - ③ 一方で、特定の学生に質問が集中しないように留意する。

- 4 インタビューのテーマ
 - ① 質問 1～7 (進路選択と将来計画)

柔道整復師の資格を取得したいと思った理由
この学校を選んだ理由
職業実践専門課程の認知度
卒業後の進路
 - ② 質問 8～11 (学校の教育方針と実行性)

柔道整復師業界の人材ニーズへの対応
職業実践教育としての工夫など
授業計画の実行
授業評価の効果
 - ③ 質問 12～14 (国家試験対策と生涯学習)

柔道整復師国家試験・認定実技審査の指導体制
実習授業や臨床実習の指導体制
卒業後の生涯学習への動機付け
 - ④ 質問 15～19 (学生生活の満足度)

学生生活への支援体制
施設・設備、学校生活全般への印象
後輩に伝える学校の魅力

- 5 締めくくり
 - ① 学生の自由意見
あれば、発言してもらおう。
 - ② 閉会のことば

医学教育分野の質保証 とグローバルスタンダード

東京慈恵会医科大学
教育センター
福島 統
平成26年度 文部科学省委託事業
「職業実践専門課程の第三者評価フォーラム」

自己紹介

- 東京慈恵会医科大学 教育センター長
- (一社)日本医学教育学会 副理事長
- (公財)日本医学教育振興財団 常務理事
- (公財)柔道整復研修試験財団 代表理事

今日のお話し

1. 医学教育での「分野別質保証」- ECFMGの2010年9月の宣言とは。
2. 世界の医学部(医学部の急増)
3. 医学教育の改善を目指す動き
4. 医学教育での「分野別質保証」のやり方(国際的な手順:WHO)
5. 職業教育の責任

2010年9月に突然、ECFMG が宣言を出した。

ECFMG
Educational Commission for Foreign
Medical Graduates の略

ECFMGからの宣言(2010年9月)

- ECFMG は2023年から、世界医学教育連盟(WFME)または、アメリカ医科大学協会(AAMC)が決めた医学教育基準(グローバル・スタンダード)に沿った医学教育プログラムの認証が得られていない医学部の卒業生(もしくは自国の免許取得者も含め)にECFMG Certification を出さないと宣言した。
- 医学教育の質保証をされていない医学部の卒業生は、米国での医師資格試験が受験できず、卒後研修も受けられないために、医師資格は取得できない。この基準に合致する医学部は日本には1校もない。

外国の医学部卒業を受け入れるとは

- 米国がUSMLEという医師資格試験で自国に医師を受け入れると言っても、
- USMLEはⅠ～Ⅲまであって、しかもⅡにはCSという実技試験もあるが、これは単なる「試験」ではない。医学部が長い時間をかけて育てる医学生「患者安全」の能力はこの試験では測れない。医師としての適格性は医学部しか判断できない！だから、試験だけではなく大学教育の質を求めてきている。そうでなければ、米国での患者安全は守れない！

世界の医学部

医学部の急増(2014年の論文から)

- 2013年9月現在、世界には2597校の医学部があり、2012年の医学部卒業生は469,000人(ちなみに日本の全医師数は30万人)である。
- 医学部の規模はクラスサイズ8名から1102名までである。
- インド304校、ブラジル182校、USA173校(ただし、Osteopathicを含む)、中国147校、パキスタン87校が世界トップ5である(日本は第7位)。

- 医学部数とその国(地域)の人口比率でみると、世界全体では人口2,600,000人に1校、日本は1,600,000人に1校、韓国は1,200,000人に1校だが、カリブ諸国では560,000人に1校と飛びぬけている。
- 1998年には1400校であったことから考えると、この15年で世界の医学部はほぼ倍増したことになる。

(Duvivier R J, Boulet J B, Opalek A, Zanten M, Norcini J. Overview of the world's medical schools: an update. Med Edu 2014;48:860-869.)

1998年の論文から

- 20世紀後半に爆発的な医学部新設が行われ、今や世界には1400を超える医学部が訳の分からない医学教育を行っている。
- そのなかには利益を目的とした医学部があり、容易に卒業できるところがある。
- 今や多くの医師および医学生が国境を越えて移動している。

→ 世界的な学校法人のモラルハザードが起こっていて、このままでは被害に会うのは患者である。医学教育の目的はPatient Safetyにあるので、質の悪い医学部をこのままにしてはいけない。

(International standards in medical education: assessment and accreditation of medical schools - educational programmes. A WFME position paper. Med Edu 1998;32:549-558.)

医学教育の改善を目指す動き(歴史)

1995年のある日(父との会話:実話)

私「医学教育の仕事をするようになったよ」(注:私は昭和56年慈恵医大卒)

父「あっ、そう。ところで、お前はどんな医学教育を受けたんだ」(注:父は昭和22年千葉医大卒)

私「解剖、生理、医化学、そして病理、薬理、そして内科、外科の講義があつてポリクリだよ」

父「なーんだ!俺と同じじゃないか。そういえば、お前の爺さんも俺と同じだった」(注:爺さんは大正3年長崎医専卒)

私「えー!」

父「親子三代、医学教育は同じか!」(笑い)

ドイツの医学教育

- 明治時代に日本が手本とした「医学教育」はドイツであった。→ 座講を中心とした学体系型の伝統的カリキュラムと5年生からの見学型臨床実習
- しかし今のドイツは、能動的学習を取り入れた基礎医学・臨床医学統合カリキュラムと、3年生からの臨床実習、そして6年生のインターン、と大きく形を変えている。

1990年代の実話

- 医学教育の先輩から聞いた話です。
- 1990年代、ドイツから医学教育の視察団が来たそうです。そして、視察団が帰国しようとした時、「我々は、驚いた。現在のドイツにはない、100年前のドイツがここにある！」と言って、帰国したそうです。

→ なぜ、日本の医学教育はガラパゴス化したのでしょうか？ 質保証の考え方がないからです！

医学教育改善を目指した歴史

- 1984年：WHOとWFMEは、世界の医学部長に「医学教育改善」のアンケート調査を行った。
- 1988年：Edinburgh 宣言(12項目の「医学教育目標」を設定した)
- 1994年：再度、Edinburgh でWorld Summit on Medical Education が開かれた。
- 1998年：WFMEのPosition Paper の発表
- 2005年：WHOの医学教育の「認証」方法の提案
- 2010年：ECFMG 宣言

Edinburgh 宣言(1988年WHO/WFME)

1. 医学部は、病院だけでなく、地域の健康資源を含め医学教育の場の多様性を図る。
2. 利用可能な資源を使って、その国の健康課題に沿ったカリキュラムを策定する。
3. 受動的学習から能動的学習や自己主導的学習に移行し、学生が生涯学習能力を獲得できるようにする。
4. 知識を覚えるだけでなく、医師としての職責や社会的価値を身に付けるためのカリキュラムと評価方法を確立する。
5. 教員に、自身の専門知識を有するだけでなく、教育者としての能力を開発する。
6. 健康増進や予防医学を求める患者のマネージメントも学習目標として設定する。

7. 病院や地域での患者の健康問題を解決するために、基礎医学の教育と臨床実践の教育を統合する。
8. 入学者選抜にあたっては、知的能力や学力だけでなく、人間としての質(非認知的能力)も選抜基準に含める。
9. 教育担当省(文部科学省)や健康担当省(厚生労働省)、さらには地方自治体と協働し、医学部の使命の再定義、カリキュラムの改定、教育改善を行う。
10. その国が必要とする医師の能力と数を入学選抜指針に加える。
11. 多職種と医療実践、教育、研究する機会を増やす。
12. 生涯学習のための資源を提供し、医師の生涯学習に関与する。

医学教育を改善するには

- 学習目標やカリキュラム改善の指針を示しても、医学部は動かない。
- 医学教育の改善を図るには、「分野別質保証」を制度として(強制的に)行う必要がある。
- だから、「認証: Accreditation」を行わなければならない。
- 分野別質保証の活動は、患者安全を目的としたものである。

医学教育での分野別質保証の手順(WHO)

2005年 WHO/WFME Guideline for Accreditation of Basic Medical Education

認証の手順

1. その国の実情にあった評価基準の策定
2. その医学部での教育活動に関するデータ収集と分析 (Institutional Research: IR)、
3. 「評価基準」に沿っての自己点検評価書の作成、
4. 外部評価者による書面調査と訪問調査、
5. 外部評価書の評価委員会での吟味、
6. その国の認証団体による「final decision」(分野別認証)

内部質保証と外部質保証

- 「高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証することを指す。」(2013年中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」用語説明から引用)
- 「内部質保証」がちゃんと動いていること、そして内部だけでは気づかないことを「第三者」が示唆すること → 「第三者評価」(Good Practice と Requirement :これを共有するために公開する)
- 「内部質保証」、「外部質保証」そしてその先には「Accreditation: 認証」がある。

最後に

職業教育の責任(医学教育は医師という専門職業職者を養成する)

- 学校は社会的責任を有した組織体である。
- 専門職業職者として、「能力」のある卒業生を社会に出し、社会貢献する責任がある。
- その「専門職業職」の社会での役割はこれからどんどん変化していく。その変化に対応して卒業生たちは社会貢献できる「能力」を持たなければならない。
- 社会で働く「専門職業職者」一人ひとりが、仕事を通じて「幸せ」にならなければならない。
- そのために、職業教育は進化し続けなければならない。

私の話を聞いてくださり、
ありがとうございました。

fukushima@jikei.ac.jp

柔道整復師養成分野における 第三者評価基準と 評価方法の理解

平成27年度第三者評価モデル事業
評価委員研修



平成27年8月26日、28日
私立専門学校等評価研究機構

本研修の目的

- 柔道整復師養成分野の第三者評価モデル事業における評価担当部会、第三者評価委員会の委員を対象に、
- モデル事業の実施に向け、評価システムや評価基準の理解を深めると共に、具体的な評価方法を習得する。

- 担当：高橋 稔（早稲田速記医療福祉専門学校）
- 平成15年度より所属校の自己点検・自己評価活動の運営、推進を担当
 - 平成21年度及び26年度において第三者評価の準備、受審管理を担当
 - 平成25年度において学校関係者評価のモデル事業の準備、実施を担当
 - 評価研究機構評価者への登録第三者評価委員、ISO品質マネジメント審査員

本日の予定

時刻	予定
11:00	・事前案内・資料確認
11:15	・第三者評価の考え方、評価業務の進め方 ・柔道整復師養成分野の第三者評価基準の理解 ・評価基準の構成、考え方と意味を説明
12:30	昼食・休憩～13:30

本日の予定

時刻	予定
13:30	・第三者評価の確認と評価の手順を説明 ・自己点検・評価報告書記述と評価の手順 ・第三者評価報告書の記述方法 ・分野別評価項目の評価方法
14:45	・医学教育分野における分野別評価の取組（福島 統先生）
15:45	・まとめ・柔道整復師養成分野のモデル第三者評価の特徴（関口正雄先生）
16:30	・質疑応答、意見交換
17:00	・終了

第三者評価の考え方 評価業務の進め方

- 今回実施する第三者評価の考え方
- 第三者評価担当部会における業務の流れ
- 評価業務と使用文書



今回実施する第三者評価の考え方

機能評価		成果 Out come
構造 Structure	過程 Process	

- 提出された「自己点検・評価報告書」と「参照資料」から、以下を確認する。
 - ・構造と過程の適合性、適切性
 - ・活動の成果、達成具合、進み具合

機能評価とは

- 組織が仕事を進める上で必要とされる基本的な機能を備えているかを評価する。※
 - 仕事を行い、成果を生むことのできる構造であるか
 - どのように仕事をするようになっている(過程)のか、仕事を進める仕組みがあるか
 - どのように仕事をしたのか、仕組みに基づいて仕事をしているか

※構造と過程が適切＝仕事を進める上で必要な機能を備えているなら、良い成果が得られるだろうという考え方

□構造

- 教育活動、学校運営を適切、適正に行うための組織の枠組み。
 - 法律、指定基準
 - 設置基準、認定要件
 - 教育理念、教育目的
 - 施設、設備、機器、備品
 - 教職員、教職員組織、管理体制
 - 収支、経営状態 など

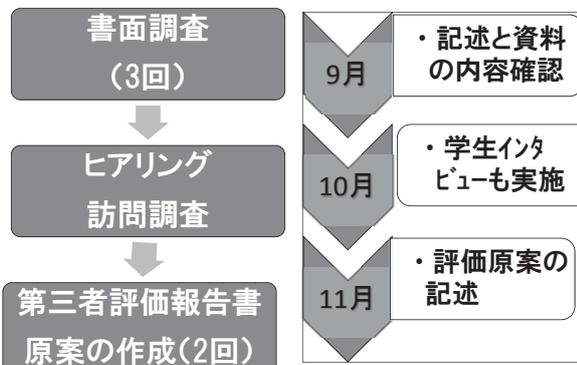
□過程

- どのような教育活動、学校運営を、どのように行うようになっているのか、行ったのか、その仕組み、手順、記録など。
 - 運営方針、事業計画
 - カリキュラム、授業
 - 学校・学科運営、教育環境
 - 学校生活支援、就職支援
 - 学生募集
 - 社会貢献
 - 特色のある取組 など

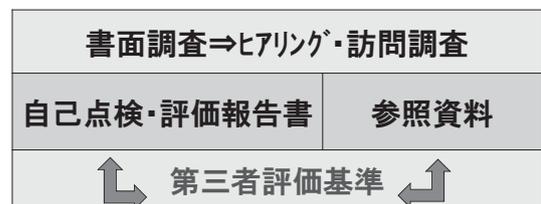
□成果

- 教育を提供した結果、達成度、満足度など。
 - 卒業
 - 資格取得
 - 就職
 - 人材育成 など
- 課題や設定した目標に対する成果、達成度、活動の進み具合など。

第三者評価担当部会における業務の流れ



評価業務と使用文書



- 自己点検・評価報告書の記述内容を参照資料で確認する、ヒアリング・訪問調査も行って、
- 第三者評価基準の要求事項を満足しているかを確認、評価する。

書面調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容と参照資料※を点検して、第三者評価基準の評価項目の要求事項を満足しているかを確認する。



- 第三者評価基準の評価項目の要求事項を満足していると判断できる記述とそれを裏付ける参照資料※を確認する。

※資料の有無とその記載内容(記録)

書面調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容や参照資料に不明な点や不足な点がある場合は、
 - 記述の追加や訂正
 - 必要な資料の追加提出 などを依頼する。
- ヒアリング・訪問調査の準備を行う。
 - 質問、確認する項目、内容
 - 追加提出や現地確認を行う資料 など。

ヒアリング・訪問調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容の趣旨、意図や不明点、疑問点、また、追加提出された資料の内容について、
- 該当する項目毎に担当者、関係者へ質問して、確認する。
- 学校を訪問し、自己点検・評価報告書に記述された内容、説明のとおり実施、運営、管理されているかなどについて、
- 実際の教育活動と学校運営の状況や施設・設備の状態を確認する。

ヒアリング・訪問調査

- 事前に伝達してある質問、追加資料、確認事項
- 必要に応じて追加の質問
- 理事会の議事録など、参照資料として提出されていない(提出できない)記録、資料の提示
- 自己点検・評価報告書に記述された内容が第三者評価基準の要求事項を満足しているかを確認する。
- 今回は、学生へのインタビューによる確認も行う予定。

第三者評価報告書原案の作成

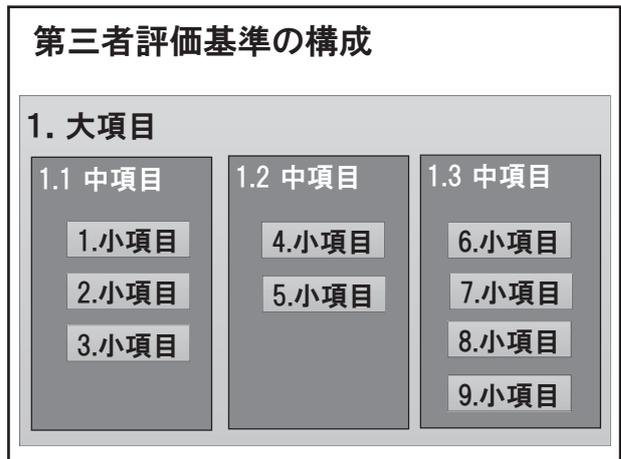
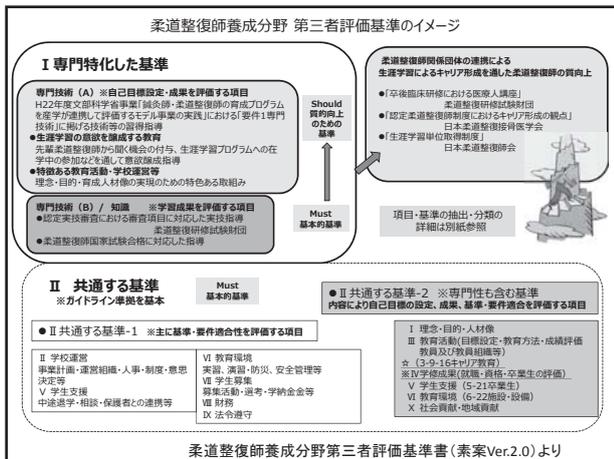
- 総評:中項目へのガイド記述
 - 大項目ごとに概観や特長に関する総合記述
 - 大項目内の各中項目の評価概観や特長のまとめを記述
- 中項目の評価結果:
 - 評価基準の評価項目の要求事項への確認結果から、次の2点に関する記述
 - (1)特長として評価する点
 - (2)更なる向上を期待する点
 - モデル事業では基準適合の有無は記述しない
具体的には「確認と評価の手順」で説明

第三者評価基準

構成と考え方

- 第三者評価基準の構成
- 第三者評価基準の考え方





第三者評価基準の構成

基準	内容
大項目	<ul style="list-style-type: none"> 基本区分、タイトルの位置付け10項目 前文に基準の背景、意味、狙い等 総合評価を記述する
中項目	<ul style="list-style-type: none"> 評価の基本となる37項目 小項目をまとめた評価単位 項目ごとに評価結果を記述する
小項目	<ul style="list-style-type: none"> 評価の視点: 中項目を構成する指標 ①養成校に必要とされる基本事項 ②学校が教育目的実現に向けた努力と成果を検証する視点

第三者評価基準の考え方

口中項目: 37

- 自己点検・評価報告書の記述単位
- 「専修学校における学校評価ガイドライン」に示された視点を網羅したもの
- このくくりで、評価結果を記述する
- なお、モデル事業では基準適合の有無は確認するが記述しない、記述するのは
(1) 特長として評価する点
(2) 更なる向上を期待する点

第三者評価基準の考え方

□小項目 = 評価の視点: 68

- 専門学校に共通の項目: 32
(専門学校等評価基準書Ver.4.0)
- 柔道整復分野の専門特化項目: 36
(共通18 + 質向上13 + 基本的5)
- 小項目(評価の視点)は疑問形「～いるか」で書かれているが、これは
①養成校に求められる基本事項
②学校が教育目的実現に向けた努力と成果を要求、確認する事項 であり、
★「要求事項」=「～いること」と読む。

小項目の内容

評価の分類	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的基準: Must ●質向上のための基準: Should
評価の観点	<ul style="list-style-type: none"> ●背景: 基準・専門 = Must ●要求内容: 目標・質・成果 = Should

+

具体的な確認項目、確認資料

チェック項目	●小項目の要求事項を具体的に確認(点検)する指標
参照資料	●チェック項目への適合を確認する客観的な証拠

評価の分類:

分類		意味
基本的基準 (基本)	Must	養成校として必要とされる基本的な事項を問う評価項目
質的向上のための基準 (質向上)	Should	教育目標実現に向け基本的基準を超えて質的向上を図ろうと実践している事項を問う評価項目

★分野別評価項目＝質向上(Should)：目標、課題の設定⇒取組の成果、達成度

評価の観点：小項目が要求していること

観点	意味	分類
基準	専門学校設置基準、指定規則、学校としての基本的事項	Must
専門	職業実践専門課程指定要件、分野の基本的事項	Must
目標	自己目標、学習成果を中心とした目的・目標	Should
質	内部質保証の取組	Should
成果	設定した学習成果等の達成	Should

★分野別評価項目＝専門(Must)：要件を満足＝目標(Should)：目標の設定⇒取組の成果、達成度

具体的な確認・点検項目、確認資料

□小項目のチェック項目：302項目

- 小項目(評価の視点)を満足しているかを判断するための具体的な確認・点検項目。

★これも「要求事項」＝「～いること」と読む。

- 自己点検・評価報告書に記述された内容が第三者評価基準の要求事項を満足しているかを、この項目で確認、点検する。

□参照資料

- 第三者評価基準の要求事項を満足している事実を証明する客観的な証拠。
 - 添付必須の資料もある。
 - 自己点検・評価報告書に記述された内容が要求事項を満足しているかを、参照資料の有無とその記載、記録(データ等)から確認する。
- ↑↓
- 資料に記載、記録されている内容から、自己評価報告書に記述された内容が要求事項を満足しているかを判断する。

第三者評価基準

要求事項の理解

- その1 基準2 学校運営
- その2 基準9 内部質保証



その1 基準2 学校運営

2-2	運営方針・事業計画
2-3	運営組織
2-4	特色ある取組

その2 基準9 内部質保証

9-32	関係法令、設置基準等の遵守
9-33	学校評価
9-34	教育情報の公開

その1 基準2 学校運営

大項目

- 教育目的を達成するために求められるのは
 - 学校運営方針の明確化、事業計画の策定
 - 教員組織と事務組織の円滑な執行体制
 - 法人と学校における意思決定ルール
 - 組織の役割分担と決定権限
 - 組織運営等に関する諸規程の整備
 - 業務運営の適正化と効率化を図る継続的努
力
- 学校運営が適切に行われているかを確認、評
価

その1 小項目の要求事項の理解 基準2 学校運営

2-2 運営方針・事業計画

小項目	評価の視点・指標	分類 観点
4	理念等を達成するための運営方針と 事業計画を定めているか	基本 基準

4 理念等を達成するための運営方針と事業計
画を定めているか

■分類:基本 ■観点:基準
□チェック項目(運営方針)

- | | |
|----|--------------------------------|
| 18 | 運営方針を文書化するなど明確に定めてい
るか |
| 19 | 運営方針は理念等、目標、事業計画を踏まえ
定めているか |
| 20 | 運営方針を教職員等に周知しているか |
| 21 | 運営方針の組織内の浸透度を確認している
か |

■参照資料 ※は必須

- 運営方針を記載した文書※
- 教職員に周知した会議の記録・研修資料等※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内
容を確認できる資料

□チェック項目(事業計画)

- | | |
|----|--|
| 22 | 中期計画(3～5年程度)を定めているか |
| 23 | 単年度の事業計画を定めているか |
| 24 | 事業計画に予算、事業目標等を明示してい
るか |
| 25 | 事業計画の執行体制、業務分担等を明確に
しているか |
| 26 | 事業計画の執行・進捗管理状況及び見直し
の時期・内容を明確にしているか |

■参照資料 ※は必須

- 単年度事業計画書※
- 中期事業計画書(3～5年程度)※
- 事業計画の執行体制、役割分担※
- 事業計画の進行状況が確認できる資料
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内
容を確認できる資料

2-3 運営組織

小項目	評価の視点・指標	分類 観点
5	学校運営組織を適切に整備しているか	基本 基準
6	人事・給与に関する制度を整備しているか	基本 基準

5 学校運営組織を適切に整備しているか

■分類:基本 ■観点:基準
□チェック項目(法人)

27	理事会、評議員会は、寄附行為に基づき適切に開催しているか
28	理事会等は必要な審議を行い、適切に議事録を作成しているか
29	寄附行為は、必要に応じて適正な手続きを経て改正しているか

■参照資料 ※は必須

- 法人寄附行為、理事・監事・評議員名簿※
- 理事会・評議員会議事録(訪問調査で確認可)法人組織規程等 ※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

□チェック項目(組織規程、記録)

30	学校運営に必要な事務及び教学組織を整備しているか
31	現状の組織を体系化した組織規程、組織図等を整備しているか
32	各部署の役割分担、組織目標等を規程等で明確にしているか
33	会議、委員会等の決定権限、委員構成等を規程等で明確にしているか
34	会議、委員会等の議事録(記録)は、開催毎に作成しているか

■参照資料 ※は必須

- 学則※
- 組織規程、組織図、校務分掌※
- 意思決定過程が確認できる資料(稟議書)※
- 意思決定に係る規程、会議規程※
- 会議・委員会の議事録※
- 事務分掌規程、業務マニュアル※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

□チェック項目(組織運営)

35	組織運営のための規則・規程等を整備しているか
36	規則・規程等は、必要に応じて適正な手続きを経て改正しているか
37	学校の組織運営に携わる事務職員の意欲及び資質の向上への取組を行っているか

■参照資料 ※は必須

- 意思決定に係る規程、会議規程※
- 会議・委員会の議事録※
- 学則、規則、規程の改正関係文書
- 事務分掌規程、業務マニュアル※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

□チェック項目(情報管理)

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 38 | 学生に関する情報管理システム、業務処理に関するシステムを構築しているか |
| 39 | 情報システムを活用し、タイムリーな情報提供、意思決定が行われているか |
| 40 | 学生指導において、適切に学生情報管理システムを活用しているか |
| 41 | データの更新等を適切に行い、最新の情報を蓄積しているか |
| 42 | システムのメンテナンス及びセキュリティ管理を適切に行っているか |

■参照資料 ※は必須

- システムの概要、構成図※
- 運用・運営規程・規則、セキュリティ規則等、システムに関するルール文書※
- 業務効率化の方針、取組み例
- 学生指導における活用例
- メンテナンス・セキュリティ体制、契約書等
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

6 人事・給与に関する制度を整備しているか

- 分類:基本 ■観点:基準
□チェック項目

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 43 | 採用基準、採用手続きについて規程等で明確化し、適切に運用しているか |
| 44 | 適切な採用広報を行い、必要な人材を確保しているか |
| 45 | 給与支給等に関する基準・規程を整備し、適切に運用しているか |

□チェック項目

- | | |
|----|------------------------------|
| 46 | 昇任・昇給の基準を規程等で明確化し、適切に運用しているか |
| 47 | 人事考課制度を規程等で明確化し、適切に運用しているか |

■参照資料 ※は必須

- 就業規則、人事規程、給与規程、昇給・昇格規程※
- 採用基準、採用広報等印刷物
- 教員名簿(氏名・年齢・経験年数・教員資格・担当科目等記載のもの)
- 教員採用及び配置計画
- 教職員の業績評価、人事考課規程
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

2-4 特色ある取組

小項目	評価の視点・指標	分類観点
7	学校運営について、特色ある取組を行っているか	質向上 目標 質

★分野別評価項目：目標、課題の設定と取組の成果、達成度

7 学校運営について、特色ある取組を行っているか

■分類：質向上 ■観点：目標・質
□チェック項目

48 学校運営に関する事項で、特に力を入れている取組があるか

★分野別評価項目：目標、課題の設定と取組の成果、達成度

★取組例：

- 教員と事務職員が担当に応じて学校運営を相互に分掌し、日常業務を分担、協力して行うこと通して、仕事への意欲及び資質向上を図っている。
- 全教職員が一堂に会する「教職員全体会」を定例開催し、運営方針や重点目標、教育課題等の浸透、共有化を図ると共に課題の解決に向けた意見交換等を通して、認識の共通化を図っている。など

■参照資料 ※は必須

- 特色ある学校運営に関する文書
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

その2 基準9 内部質保証

大項目

- 養成校に求められている
 - 法令、専修学校設置基準等の遵守
 - 職業実践専門課程の認定要件を満足する適正な教育運営
 - 教育の質に関する自己点検・評価と学校関係者評価の実施
 - 教育情報の積極的な公開、運営の透明性
 - よりよい教育を提供するための継続的活動
- 質保証の仕組みが有効に機能しているかを確認、評価

その2 小項目の要求事項の理解

基準9 内部質保証

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

小項目	評価の視点・指標	分類観点
59	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか	基本 基準 質
60	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか	基本 専門 質

59	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか
■分類:基本 ■観点:基準・質 □チェック項目(法令順守)	
260	関係法令及び設置基準等に基づき、学校運営を行うとともに、必要な諸届等を適切に行っているか
261	学校運営に必要な規則・規程等を整備し、適切に運用しているか

□チェック項目(法令順守)	
262	セクシュアルハラスメント等の防止のための方針を明確化し、対応マニュアルを策定して適切に運用しているか
263	教職員、学生に対し、コンプライアンスに関する相談窓口を設置しているか
264	教職員、学生に対し、法令遵守に関する研修・教育を行っているか

■参照資料 ※は必須	
<input type="checkbox"/> 法人寄附行為※ <input type="checkbox"/> 理事会・評議員会の議事録※ <input type="checkbox"/> 学則※ <input type="checkbox"/> 学則変更届等所轄庁への認可・届出 <input type="checkbox"/> 組織規程、組織図、校務分掌等、各種規則、規程※ <input type="checkbox"/> セクシュアルハラスメント等の防止マニュアル等の資料 <input type="checkbox"/> コンプライアンスの相談体制に関する資料 <input type="checkbox"/> 法令遵守の研修、教育の実施に関する資料 <input type="checkbox"/> その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

□チェック項目(個人情報保護)	
265	個人情報保護に関する取扱方針・規程を定め適切に運用しているか
266	大量の個人データを蓄積した電磁記録の取扱いに関し、規程を定め、適切に運用しているか
267	学校が開設したサイトの運用にあたって、情報漏えい等の防止策を講じているか
268	教職員・学生に個人情報管理に関する啓発及び教育を実施しているか

■参照資料 ※は必須	
<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する方針、規程 <input type="checkbox"/> 個人情報保護の体制に関する資料、会議録 <input type="checkbox"/> サイト運営に関するセキュリティポリシー、サイトポリシー等に関する資料 <input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する学生、教職員への啓発教育を確認できる資料 <input type="checkbox"/> 情報漏えい等の事故発生時マニュアル、対応記録 <input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修実施記録 <input type="checkbox"/> その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

60	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか
■分類:基本 ■観点:専門・質 □チェック項目	
269	職業実践専門課程の認定要件の適合状況を定期的に把握しているか
270	各認定要件等について、向上させるための取組を行っているか

■参照資料 ※は必須	
<input type="checkbox"/> 職業実践専門課程に関する都道府県への報告文書 <input type="checkbox"/> 向上に向けた取り組みに関する資料 <input type="checkbox"/> 教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会への報告資料 <input type="checkbox"/> その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

9-33 学校評価		
小項目	評価の視点・指標	分類観点
61	自己評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	基本 基準 質
62	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	基本 基準 質

9-33 学校評価		
小項目	評価の視点・指標	分類観点
63	学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか	基本 基準 質
64	学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか	質 質 成果
★分野別評価項目：目標、課題の設定と取組の成果、達成度		

61	自己評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか
■分類：基本 ■観点：基準・質	
<input type="checkbox"/> チェック項目	
271	実施に関し学則及び規程等を整備し実施しているか
272	実施にかかる組織体制を整備し、毎年度定期的に全学で取組んでいるか
273	評価結果に基づき、学校改善に取り組んでいるか

<input type="checkbox"/> チェック項目	
274	評価結果を報告書に取りまとめているか
275	評価結果をホームページに掲載するなど広く社会に公表しているか

■参照資料 ※は必須	
<input type="checkbox"/> 学則※ <input type="checkbox"/> 学校評価(自己評価)規程、実施要項※ <input type="checkbox"/> 学校評価実施体制、評価スケジュール表、評価項目 <input type="checkbox"/> 学校評価(自己評価)委員会記録※ <input type="checkbox"/> 改善への取り組み状況が分る資料 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価報告書※ <input type="checkbox"/> 評価結果を公表した資料、ホームページ <input type="checkbox"/> その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

62	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか
■分類:基本 ■観点:基準・質 □チェック項目(体制)	
276	実施に関し、学則及び規程等を整備し実施しているか
277	実施のための組織体制を整備しているか
278	設置課程・学科の関連業界等から委員を適切に選任しているか

□チェック項目(結果、取組、公表)	
279	評価結果に基づく学校改善に取り組んでいるか
280	評価結果を報告書に取りまとめているか
281	評価結果をホームページに掲載するなど広く社会に公表しているか

■参照資料 ※は必須	
<input type="checkbox"/> 学則※ <input type="checkbox"/> 学校関係者評価規程、実施要項※ <input type="checkbox"/> 学校関係者評価実施体制、評価スケジュール表、評価項目 <input type="checkbox"/> 学校関係者評価委員会記録※ <input type="checkbox"/> 学校関係者評価体制、評価委員名簿 <input type="checkbox"/> 改善への取り組み状況が分る資料 <input type="checkbox"/> 学校関係者評価報告書 <input type="checkbox"/> 評価結果を公表した資料、ホームページ <input type="checkbox"/> その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

63	学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか
■分類:基本 ■観点:基準・質 □チェック項目	
282	内部質保証の方針、手続きは明確になっているか
283	PDCAサイクルを機能させ、学校として一体的取組を行っているか

■参照資料 ※は必須	
<input type="checkbox"/> 学校評価の取組に関する文書 <input type="checkbox"/> 学校評価(自己評価)・学校関係者評価規程、実施要項※ <input type="checkbox"/> 学校評価(自己評価)・学校関係者評価委員会記録※ <input type="checkbox"/> 課題の設定と取り組み、点検と改善の経過が分る資料 <input type="checkbox"/> その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

64	学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか
■分類:質向上 ■観点:質・成果 □チェック項目	
284	PDCAサイクルを活用した具体的な改善事例はあるか
285	意見の反映と指摘事項への対応を行っているか

★分野別評価項目：目標、課題の設定と取組の成果、達成度

★取組例：

- 重点目標と達成するための計画・方法の設定
 - ⇒計画に従って実施
 - ⇒中間点検⇒点検結果による改善
 - ⇒年度末点検
 - ⇒達成報告・未達成改善報告
- 学校関係者評価委員会報告における指摘事項
 - ⇒課題として進め方検討、決定
 - ⇒進め方に従って実施
 - ⇒点検⇒点検結果による改善
 - ⇒結果報告 など

■参照資料 ※は必須

- 学校評価の取組に関する文書
- 課題の設定と取組み、点検と改善の経過が分る資料
- 具体的な改善事例を示す資料
- 学校評価(自己評価)・学校関係者評価委員会への報告、説明資料
- 学校評価(自己評価)・学校関係者評価委員会記録※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

9-34 教育情報の公開

65 教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか

■分類：基本 ■観点：基準・質

□チェック項目

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 286 | 学校の概要、教育内容、教職員等の教育情報を積極的に公開しているか |
| 287 | 学生、保護者、関連業界等広く社会に公開しているか |

■参照資料 ※は必須

- 公開している情報
- 学校ホームページ、学校案内
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

第三者評価

確認と評価の手順

- 自己点検・評価報告書の構成と記述
- 確認、評価の手順
- 第三者評価報告書の記述



自己点検・評価報告書の構成と記述

I 学校の現況

- ・学校名及び設置者
- ・所在地及び認可年月日
- ・沿革・課程・学科の構成
- ・学生数及び教員数・施設の概要

II 各基準の基本方針

- 1～10の順に大項目の総括
- 学校としての基本方針、達成目標、取組内容、背景となる状況などを記述

Ⅲ 評価項目(中項目)の分析

●以下の3点についてそれぞれ中項目の自己評価を記述

- ①現状とそのプロセス
- ②特長として強調したい点
- ③今後の課題と取組の方向性

●記述内容を確認する参照資料の名称と番号を記述

①～③の記述要点は……

①現状とそのプロセス

●小項目(評価の視点)の要求事項に関する取組や活動について、チェック項目が求める活動・事実をもとに参照資料やデータを示して具体的に記述

●小項目の毎に、原則としてチェック項目順に点検・評価結果を記述

(1)小項目(評価の視点)

①チェック項目 ②チェック項目

(2)小項目(評価の視点)

③チェック項目 ④チェック項目

②特長として強調したい点

●「現状とそのプロセス」に記述した取組や活動の中で、
学校が特に力を入れていること
工夫していること
成果を得ていること
外部から高い評価を得ていること などを記述

●学校として積極的にアピールしたいことを記述
 など

③今後の課題と取組の方向性

●学校が目標や計画などを設定している場合は、その内容と達成に向けた取組や活動について記述

●「現状とそのプロセス」において、小項目の要求事項を満たしていない(未実施、未対応など)ものがある場合は、それを課題として明記し、今後の取組や活動について記述

●現状が不十分と捉えている取組や活動がある場合は、改善に向けた取組を記述

など

確認、評価の手順 評価の判断

基準・基本・専門

質向上・目標・質・成果

○適合⇔不適合×
 ○ある⇔ない×
 ○している⇔していない×
 ○できている⇔できていない×
 など

◎ある⇔ない△
 ◎している⇔していない△
 ◎できている⇔できていない△
 ◎多い⇔少ない△
 ◎高い⇔低い△
成果 達成具合
程度 レベル
特色 など

確認、評価の手順

「Ⅲ.評価項目(中項目)の分析」の記述が評価基準を満足しているかを確認する

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順

①該当する小項目とそのチェック項目の要求事項を確認する

②「現状とそのプロセス」の記述が①を満足しているかを確認する

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順

③満足していないか、不明の場合は、
 ●そのことを、「今後の課題と取組の方向性」に明記しているかを確認する

□明記してあれば：
 フォローができていると評価する→確認済

□明記してなければ：
 それを課題として捉え、「今後の課題と取組の方向性」へ追記する→確認済

□明記してなければ：
 事実を再確認の上、満足するように記述を訂正する→④へ

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順

④満足している場合は、記述を裏付ける参照資料を確認する

⑤記述を裏付ける参照資料の有無を確認する

⑥参照資料がない場合は、記述を裏付けるのに必要な参照資料を追加する→⑦へ

⑦参照資料がある場合は、参照資料の記述、記録が要求事項を満たしているかを確認する

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順

⑧確認できない場合：
 □確認できる参照資料と差替える→⑦へ
 □差替えができない場合は、第三者評価報告書の「更なる向上を期待する点」に指摘する

⑨確認できた場合：
 □確認ができた中から選択して、「特長として評価する点」に記述する

- ・工夫された、効果的な取組
- ・優れた成果を得ている取組
- ・学校がアピールしている取組など

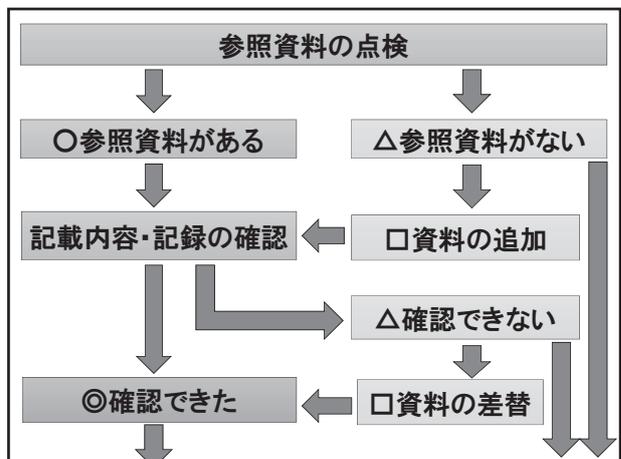
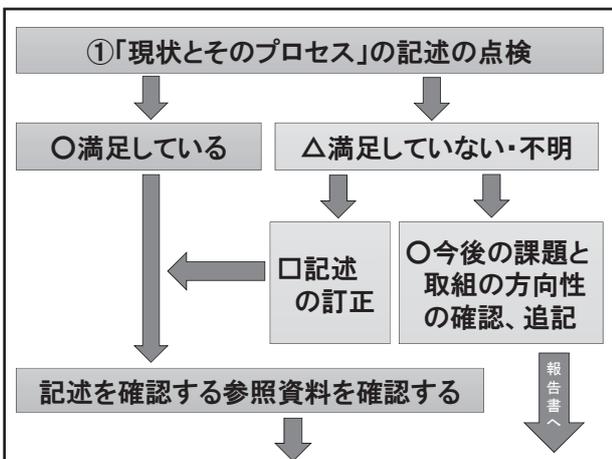
確認、評価の手順

「Ⅲ.評価項目(中項目)の分析」の記述が評価基準を満足しているかを確認する

①「現状とそのプロセス」の記述の点検

□小項目の要求事項から確認

□そのチェック項目の要求事項を満足しているかことから確認



↓	↓ ↓
<p>○特長として評価する点に記述</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工夫された、効果的な取組や、優れた成果を得ている取組 ・学校がアピールしている取組など 	<p>△更なる向上を期待する点に指摘</p> <p>△今後の課題と取組の方向性の確認、追記事項も記述</p>
<p>第三者評価報告書への記述</p>	

<p>②「特長として強調したい点」の記述を確認する手順</p>
<p>①「現状とそのプロセス」の記述と「特長として強調したい点」の記述との整合を確認する</p> <p>②なぜそのことを特徴として強調するのか、記述そのものと参照資料における客観的な証拠から妥当性の有無を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> □特に力を入れている：具体的な説明 □工夫している：具体的な説明 □成果を得ている：客観的な証拠(データ) □外部から高い評価：客観的な証拠(データ) □積極的にアピール：具体的な説明

<p>③「今後の課題と取組の方向性」の記述を確認する手順</p>
<p>①「現状とそのプロセス」の記述と「今後の課題と取組の方向性」の記述との整合を確認する</p> <p>②学校が目標や計画などを設定している場合： □その内容と達成に向けた取組や活動について具体的に記述しているか</p>

<p>③「今後の課題と取組の方向性」の記述を確認する手順</p>
<p>③小項目の要求事項を満たしていない(未実施、未対応など)ものがある場合： □それを課題として明記しているか □今後の取組や活動について記述しているか</p> <p>④取組や活動の現状が不十分と捉えている場合： □それを課題として捉えているか □改善に向けた取組や活動について記述しているか</p>

<p>第三者評価報告書への記述</p>
<p>Ⅱ 中項目の評価結果</p>
<p>(1)特長として評価する点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自己点検・評価報告書の記述及び客観的な証拠から ①評価基準の評価項目の要求事項を満足する、工夫された、効果的な取組、活動であることを確認できた点 ②優れた成果を得ていることを確認できた点 ③学校が特長として強調、積極的にアピールしている取組、活動を確認できた点

<p>Ⅱ 中項目の評価結果</p>
<p>(1)特長として評価する点</p> <ul style="list-style-type: none"> ④その他、評価部会が学校の特長として積極的に評価できると判断した活動 など

Ⅱ 中項目の評価結果

(2)更なる向上を期待する点

- 自己点検・評価報告書の記述(と客観的な証拠)から
- ①「今後の課題と取組の方向性」に学校が設定した目標や計画などを記述している場合：
目標や計画達成に向けた具体的な取組や活動が明解で、成果が期待されると判断できる点
- ②「今後の課題と取組の方向性」に小項目の要求事項を満たすための課題を明記している場合：
課題達成に向けた具体的な取組や活動が期待されると判断できる点

Ⅱ 中項目の評価結果

(2)更なる向上を期待する点

- ④「今後の課題と取組の方向性」に現状が不十分と捉えてた取組や活動を記述している場合：
改善に向けた具体的な取組や活動が期待されると判断できる点
- ⑤ヒアリング・訪問調査において
書面調査における不明点の確認ができなかった
現場確認(参照資料として未提出)の記録、資料の確認ができなかった
ことにより、評価基準の評価項目の要求事項を満足していないと評価部会において判断した点

Ⅱ 中項目の評価結果

(2)更なる向上を期待する点

- ⑥その他、評価部会が今後の課題と取組の方向性に期待できる、期待したいと判断した取組や活動など

第三者評価報告書への記述

I 総評

- 総評は、基準1～10の大項目ごとに総括、総合評価を記述する
- ①中項目それぞれの評価結果の記述を踏まえた、大項目としての総括と特長に関する総合記述
- ②中項目へのガイド記述の役割があることから、
中項目の順に「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」の記述に従って、
各中項目における中心的、特長的な取組や活動とその評価概観を記述する

第三者評価報告書への記述

I 総評

- ③中項目それぞれの「特長として評価する点」に記述した中から、総合評価に取り上げるに相応しいと判断した取組や活動を選定して記述する
- ④中項目それぞれの「更なる向上を期待する点」に記述した中から、総合評価にも記述することで一層の改善を期待したいと判断した取組や活動を選定して記述する

自己点検・評価報告書 確認・評価の参考事例1



□9-32 関係法令、設置基準等の遵守

柔道整復師養成分野における第三者評価モデル事業評価委員研修

○現状とそのプロセス

1. 法令遵守と学校運営

(1) 関係法令、設置基準の遵守

本校は、教育基本法、学校教育法、専修学校設置基準を基本に、設置学科に適用される法律をはじめ、関係する諸法令を遵守している。「寄附行為」、「学則」等を所轄先に届け出て認可を得ている。所轄先の窓口及び対する担当部署を明確にし、申請、報告、届出等を必要なときに間違いなく、遅滞なく行っている。

学校運営に必要な規定は学則運営細則としてまとめ、必要により具体的な実施手順等を制定している。法律や制度の改正に生じてくる変更申請等に対しては、担当部署において内容の確認を確実に行って対応している。公益通報者保護法に基づく内部通報規程も法人本部において制定済みである。

59 法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか

■分類:基本 ■観点:基準・質
□チェック項目(法令順守)

260 関係法令及び設置基準等に基づき、学校運営を行うとともに、必要な諸届等を適切に行っているか

261 学校運営に必要な規則・規程等を整備し、適切に運用しているか

■参照資料 ※は必須

- 法人寄附行為※
- 理事会・評議員会の議事録※
- 学則※
- 学則変更届等所轄庁への認可・届出
- 組織規程、組織図、校務分掌等、各種規則、規程※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

○現状とそのプロセス

1. 法令遵守と学校運営

(1) 関係法令、設置基準の遵守

本校は、教育基本法、学校教育法、専修学校設置基準を基本に、設置学科に適用される法律をはじめ、関係する諸法令を遵守している。「寄附行為」、「学則」等を所轄先に届け出て認可を得ている。所轄先の窓口及び対する担当部署を明確にし、申請、報告、届出等を必要なときに間違いなく、遅滞なく行っている。

学校運営に必要な規定は学則運営細則としてまとめ、必要により具体的な実施手順等を制定している。法律や制度の改正に生じてくる変更申請等に対しては、担当部署において内容の確認を確実に行って対応している。公益通報者保護法に基づく内部通報規程も法人本部において制定済みである。

学則、学則
変更届確認

運営細則
確認

資料の確認

▲運用の記
述ない

1. 法令遵守と学校運営

(2) ハラスメント防止、コンプライアンス

セクシュアル・ハラスメント防止のための委員会を設置し、適切に運用している。

教職員に対しては、毎年度始めの各種の会議において、ハラスメント防止とコンプライアンスに関する啓発活動を実施している。

在学生に対しては、毎年度始めのオリエンテーションにおいて、「学生生活ガイド」を配付し、担任からセクシュアル・ハラスメント防止の啓発と本校の姿勢、被害を受けた場合の相談のプロセス等を説明すると共に、ポスター、配付プリントによる啓発、また、事務局に相談窓口を設け、相談員へつなぐよう整備しているが、コンプライアンスに関しては特別なことは行っていない。

□チェック項目(法令順守)	
262	セクシュアルハラスメント等の防止のための方針を明確化し、対応マニュアルを策定して適切に運用しているか
263	教職員、学生に対し、コンプライアンスに関する相談窓口を設置しているか
264	教職員、学生に対し、法令遵守に関する研修・教育を行っているか

■参照資料 ※は必須
□セクシュアルハラスメント等の防止マニュアル等の資料
□コンプライアンスの相談体制に関する資料
□法令遵守の研修、教育の実施に関する資料
□その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

1. 法令遵守と学校運営
(2) ハラスメント防止、コンプライアンス セクシュアル・ハラスメント防止のための委員会を設置し、適切に運用している。 教職員に対しては、毎年度始めの各種の会議において、ハラスメント防止とコンプライアンスに関する啓発活動を実施している。 在对学生に対しては、毎年度始めのオリエンテーションにおいて、「学生生活ガイド」を配付し、担任からセクシュアル・ハラスメント防止の啓発と本校の姿勢、被害を受けた場合の相談のプロセス等を説明すると共に、ポスター、配付 ▲要求事項は 相談窓口設置、研修・教育 資料の確認 会議の記録で具体的な内容を確認

1. 法令遵守と学校運営
(3) 個人情報保護 個人情報の保護は、法人本部が「個人情報保護に対する基本方針」と「個人情報の保護に関する規程」、「個人情報保護法に関する教職員管理内規」を定め、法人全体で取り組んでいる。学校においては、個人、部署、部門毎に漏れの無いように取り組んでいる。「個人情報保護に対する基本方針」を「学生募集要項」、「学籍簿」に明示している。 台帳などの書類は、事務局において施錠できるキャビネットに収納している。学内のネットワークに収納した情報は、アクセスを限定し、更新履歴が残るよう設定している。学事システムについてはシステムが古いため、アクセスできる端末を限定し、関係者以外の使用を制限している。

1. 法令遵守と学校運営
(4) 啓発及び教育 「個人情報保護に対する基本方針」は、教員室と事務局窓口に掲示すると共に、教職員及び学生に啓発活動を行っている。 教職員に対しては、年度始めの各種の会議において、個人情報の保護についての意義と必要性を説明している。 学生に対しては、毎年度始めの「オリエンテーション」における啓発の他、ネット利用の注意点を中心としたプリント等を配付している。

□チェック項目(個人情報保護)	
265	個人情報保護に関する取扱方針・規程を定め適切に運用しているか
266	大量の個人データを蓄積した電磁記録の取扱いに関し、規程を定め、適切に運用しているか
267	学校が開設したサイトの運用にあたって、情報漏えい等の防止策を講じているか
268	教職員・学生に個人情報管理に関する啓発及び教育を実施しているか

■参照資料 ※は必須

- 個人情報保護に関する方針、規程
- 個人情報保護の体制に関する資料、会議録
- サイト運営に関するセキュリティポリシー、サイトポリシー等に関する資料
- 個人情報保護に関する学生、教職員への啓発教育を確認できる資料
- 情報漏えい等の事故発生時マニュアル、対応記録
- 個人情報保護に関する研修実施記録
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

1. 法令遵守と学校運営

(3) 個人情報保護

個人情報の保護は、法人本部が「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報保護に関する規程」、「個人情報保護法に関する教職員管理内規」を定め、法人全体で取り組んでいる。学校においては、個人、部署、部門毎に漏れの無いように取り組んでいる。「個人情報保護に対する基本方針」を「学生募集要項」「学簿簿」に明示している。

▲電磁記録の取り扱い記述なし

規程類の確認

資料の確認

▲防止策と台帳と言えるか

現地で確認

▲改善策あるか

1. 法令遵守と学校運営

(4) 啓発及び教育

「個人情報保護に関する基本方針」は、職員室と事務局窓口に掲示すると共に、教職員及び学生に啓発活動を行っている。

教職員に対しては、年度始めの各種の会議において、個人情報の保護についての意義と必要性を説明している。

学生に対しては、毎年度始めの「オリエンテーション」における啓発の他、ネット利用の注意点を中心としたプリント等を配付している。

会議の記録で具体的な内容を確認

現地で確認

▲教育の視点でやっていることはあるか

資料の確認

2. 職業実践専門課程

職業実践専門課程の認定学科においては、9月に所轄先に報告書を提出することを通して、認定要件の適合状況を把握している。報告書には各認定要件の前年度の実績と当該年度の計画を記述し、資料を添付している。

各認定要件の向上に向けては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組により行っている。

60	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか
■分類:基本 ■観点:専門・質 <input type="checkbox"/> チェック項目	
269	職業実践専門課程の認定要件の適合状況を定期的に把握しているか
270	各認定要件等について、向上させるための取組を行っているか

■参照資料 ※は必須

- 職業実践専門課程に関する都道府県への報告文書
- 向上に向けた取り組みに関する資料
- 教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会への報告資料
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

2. 職業実践専門課程

職業実践専門課程の認定学科においては、9月に所轄先に報告書を提出することを通して、認定要件の適合状況を把握している。報告書には各認定要件の前年度の実績と当該年度の計画を記述し、資料を添付している。各認定要件の向上に向けては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組により行っている。

会議の記録
で確認

報告書確認

○特徴として強調したい点

1. 法令遵守と学校運営

本校は、専門学校の教育に関わる各種の法令及び専修学校設置基準、また、法令等の指定学科にあつてはその指定に関わる基準等を遵守し、適正な運営をしている。所管先等の窓口及び本校の担当部署を明確にし、申請、報告、届出等を必要なときに間違いなく、遅滞なく行っている。個人情報については、その重要性を十分に認識し、学校法人全体の取り組みとして各種情報の保護を図っている。

○特徴として強調したい点

1. 法令遵守と学校運営

本校は、専門学校の教育に関わる各種の法令及び専修学校設置基準、また、法令等の指定学科にあつてはその指定に関わる基準等を遵守し、適正な運営をしている。所管先等の窓口及び本校の担当部署を明確にし、申請、報告、届出等を必要なときに間違いなく、遅滞なく行っている。個人情報については、その重要性を十分に認識し、学校法人全体の取り組みとして各種情報の保護を図っている。

資料確認

2. 職業実践専門課程

各認定要件の向上に向けては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組の進め方や実施経過を委員会開催時に適宜報告し、確認を得ることで確実性を図っている。

2. 職業実践専門課程

各認定要件の向上に向けては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組の進め方や実施経過を委員会開催時に適宜報告し、確認を得ることで確実性を図っている。

議事録で
確認

○今後の課題と取組の方向性

1. 法令遵守と学校運営

制定、改正する細則や規定類が頻繁になるため、メンテナンスを適宜行う共に、学内ネットワークを利用した教職員への周知を確実に行って、常に適切な運用を行うことが課題である。また、変更申請等をタイムリーに行うためには、迅速な情報収集とその複線化が必要であることから、関連先からの情報収集に力を入れる。ハラスメント防止については、委員会により適切に運用しているが、意識が低下しないようにする体制の検討なども必要である。コンプライアンスに関しては、専門の相談受付窓口の設置と学生に向けた周知の検討が緊急の課題である。

○今後の課題と取組の方向性

1. 法令遵守と学校運営

制定、改正する細則や規定類が頻繁になるため、メンテナンスを適宜行う共に、学内ネットワークを利用した教職員への周知を確実に行って、常に適切な運用を行うことが課題である。

また、変更申請等をタイムリーに行うためには、迅速な情報収集とその複線化が必要であることから、関連先からの情報収集に力を入れる。

ハラスメント防止については、委員会基準未対応への用しているが、意識が低下しないように対策記述、具体的な進め方確認なども必要である。

コンプライアンスに関しては、専門の相談受付窓口の設置と学生に向けた周知の検討が緊急の課題である。

具体的にやること

基準未対応への対策記述、具体的な進め方確認

○今後の課題と取組の方向性

1. 法令遵守と学校運営

個人情報の保護に関する啓発活動は「個人情報保護に対する基本方針」に基づいて実施しているが不十分な点もある。来年度前期中に改めて、まずは教職員に対する研修を実施する予定である。

学事システムの入替えによるセキュリティ改善を課題としている。来年度末の入替えに向けて、個人情報の保護にも対応したシステムの選定、予算化を行う予定にしている。

○今後の課題と取組の方向性

1. 法令遵守と学校運営

個人情報の保護に関する啓発活動は「個人情報保護に対する基本方針」に基づいて実施しているが不十分な点もある。来年度前期中に改めて、まずは教職員に対する研修を実施する予定である。

学事システムの入替えによるセキュリティ改善を課題としている。来年度末の入替えに向けて、個人情報の保護にも対応したシステムの選定、予算化を行う予定にしている。

具体的計画の確認

具体的計画の確認

2. 職業実践専門課程

学科運営の諸課題の処理が多岐にわたることから、認定要件の維持が精一杯であり、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会から提案をいただいても、取組が中々進まないという現状がある。

課題の改善を第一に仕事を進められるよう学科内でのコンセンサスを図ることにしている。

2. 職業実践専門課程

学科運営の諸課題の処理が多岐にわたることから、認定要件の維持が精一杯であり、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会から提案をいただいても、取組が中々進まないという現状がある。

課題の改善を第一に仕事を進められるよう学科内でのコンセンサスを図ることにしている。

基準対応に向けた具体的計画の確認

■参照資料

- No.1:学則
- No.2:学則変更届
- No.3:校務分掌組織図、事務局職務分担
- No.4:組織運営に関する細則
- No.5:会議・委員会等の運営細則集
- No.6:寄附行為・寄付行為施行細則
- No.7:公益通報者保護法に基づく内部通報規程
- No.8:セクシュアルハラスメント防止委員会規程
- No.9:セクハラ防止ポスター・人権尊重ポスター
- No.10:個人情報保護に対する基本方針、個人情報の保護に関する規程、個人情報保護法に関する教職員管理内規

■参照資料
□No.11:学生募集要項 □No.12:学生生活ガイド □No.13:平成○年度職業実践専門課程に関する報告書 □No.14:平成○年度教育課程編成委員会議事録 □No.15:平成○年度学校関係者評価委員会議事録

確認メモ 現状とそのプロセス	
(1) 関係法令、設置基準の遵守	確認内容
<ul style="list-style-type: none"> 校務分掌及び事務局業務において所管先等の窓口と担当部署が明確にされている。 また、全ての申請、報告、届出等の記録は事務局長により管理されている。 これらの業務は必要なときに間違いなく、遅滞なく行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 添付資料、校務分掌記載確認済 別途事務局の職務分担と申請等の記録確認済
<ul style="list-style-type: none"> 学校運営に必要な運用細則や手順は制定されている。資料も添付されている。 どのように運用しているのかについての記述がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会、会議の記録確認必要 運用についてヒアリング必要

確認メモ 現状とそのプロセス	
(2) ハラスメント防止、コンプライアンス	確認内容
<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止への取組方針と組織については委員会規程に明記されているが、相談受付や解決プロセス等に関する記述と具体的な資料の添付がない。 教職員に向けた啓発活動の記述はあるが、資料が添付されていない。 学生に向けた啓発活動は実施されている。 内部通報規程は整備されている。 コンプライアンスの相談窓口に関する記述がなく、資料も添付されていない。 研修や教育等に関して具体的な進め方の記述がない。 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル等の確認必要 運用についてヒアリング必要 年度初めの諸会議記録確認必要 ポスター、学生生活ガイド確認済 添付資料確認済 課題と取組の方向性に記述あり

確認メモ 現状とそのプロセス	
(3) 個人情報保護	確認内容
<ul style="list-style-type: none"> 基本方針、規程は定められており、全体的な取り組みは行われている。 電磁記録の取り扱いについて記述がなく、資料も添付されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 添付資料で確認済 課題と取組の方向性に記述ない ヒアリング必要
<ul style="list-style-type: none"> 学内ネットワーク上のセキュリティ対策はアクセス権と閲覧履歴で行われている。 学事システムのセキュリティ対策は使用者制限で行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> これで十分なのかヒアリングで確認 課題と取組の方向性に記述あり

確認メモ 現状とそのプロセス	
(3) 啓発及び教育	確認内容
<ul style="list-style-type: none"> 教職員に向けた啓発の記述はあるが、添付資料がない。 学生に向けた啓発は実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度初めの諸会議記録確認必要 学生生活ガイド確認済
<ul style="list-style-type: none"> 教職員に向けた研修について記述がなく、資料の添付もない。 学生に向けた教育について記述がなく、資料の添付もない。 	<ul style="list-style-type: none"> 課題と取組の方向性に記述あり ヒアリング必要

確認メモ 現状とそのプロセス	
(3) 啓発及び教育	確認内容
<ul style="list-style-type: none"> 教職員に向けた啓発の記述はあるが、添付資料がない。 学生に向けた啓発は実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度初めの諸会議記録確認必要 学生生活ガイド確認済
<ul style="list-style-type: none"> 教職員に向けた研修について記述がなく、資料の添付もない。 学生に向けた教育について記述がなく、資料の添付もない。 	<ul style="list-style-type: none"> 課題と取組の方向性に記述あり ヒアリング必要

確認メモ 現状とそのプロセス	
2. 職業実践専門課程	確認内容
・認定要件の適合状況は所轄への報告書の作成に合わせて年1回確認されている。	・報告書確認済
・各認定要件の向上は、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組により行われている。	・両委員会の記録確認済

確認メモ 特徴として強調したい点	
1. 法令遵守と学校運営	確認内容
・諸法令、基準を遵守して適正な学校運営を行っている。	・添付資料で確認済
・所轄先の窓口と担当部署を明確にして申請、報告、届出等を間違いなく、遅滞なく行っている。	
・個人情報保護は、法人全体の取り組みとして行っている。	・添付資料で確認済
2. 職業実践専門課程	確認内容
・教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組により各認定要件の向上を図っている。	・添付資料で確認済

確認メモ 今後の課題と取組の方向性	
1. 法令遵守と学校運営	確認内容
・制定、改正する細則、規定類のメンテナンスと周知、適切な運用。	・具体的に実施することを確認
・変更等の申請をタイムリーに行うための情報収集の迅速化、複線化。	・具体的に実施することを確認
・関連先からの情報収集に力を入れる。	
・ハラスメント防止意識の維持に向けた体制の検討。	・検討の方向性を確認
・コンプライアンスに関する相談受付窓口の設置と学生への周知の検討が緊急課題。	・具体的な計画の有無を確認
・個人情報保護に関する教職員に向けた研修の実施。	・具体的な計画を確認

確認メモ 今後の課題と取組の方向性	
1. 法令遵守と学校運営	確認内容
・学事システムの来年度入替によりセキュリティ改善。	・具体的な計画を確認
2. 職業実践専門課程	確認内容
・各認定要件の維持が精一杯な状態で、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの意見、課題への取組が中々進まない。	・具体的な進め方を確認
・課題改善を第一に進めるための学科内のコンセンサスを図る。	

小項目の評価記述例	
1. 法令遵守と学校運営	
(1)特長として評価する点	
・専門学校の教育に関わる諸法令、基準及び柔道整復師養成校基準を遵守して適正な学校運営を行っている。	
・所轄先の窓口と担当部署を明確にして申請、報告、届出等を間違いなく、遅滞なく行っている。	
・また、全ての申請、報告、届出等の記録は事務局長により適切に管理されている。	

小項目の評価記述例	
1. 法令遵守と学校運営	
(2)更なる向上を期待する点	
・電磁記録の取り扱いは、特に問題なく運用されているが、基本となる取扱規程の策定を進めて欲しい。	
・教職員と学生に対するコンプライアンスの相談受付窓口の早期設置と学生への周知の検討を進めて欲しい。	

小項目の評価記述例

2. 職業実践専門課程

(1) 特長として評価する点

・教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組により各認定要件の向上を図っている。

(2) 更なる向上を期待する点

・学科運営の諸課題の円滑な処理に合わせて、課題の改善を進められるよう、学科内のコンセンサスを十分に図ってほしい。

★中項目の評価記述例

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

(1) 特長として評価する点

□諸法令、基準を遵守して適正な学校運営が行われている。申請、報告、届出等は、所轄先の窓口と担当部署を明確にして、間違いなく、遅滞なく行われている。

□また、全ての申請、報告、届出等の記録は事務局長により適切に管理されている。

□職業実践専門課程として、教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会からの意見、課題への取組を通して改善を図り、各認定要件の向上を目指している。

★中項目の評価記述例

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

(2) 更なる向上を期待する点

□電磁記録の取り扱いは、特に問題なく運用されているが、基本となる取扱規程の策定を進めて欲しい。

□コンプライアンスに関する規定等は整備され、適切に運用されているが、教職員と学生に対する相談受付窓口の設置と学生への周知をできるだけ早く進めて欲しい。

□学科内のコンセンサスを十分に図った上で、職業実践専門課程として、各認定要件の向上に向けた改善活動を積極的に進めてほしい。

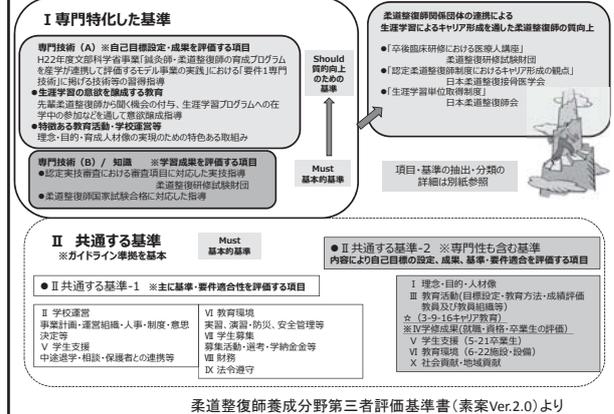
分野別評価項目の理解と評価の考え方



- 基準3 教育活動**
- 3-5 目標の設定
 - 3-6 教育方法・評価等
 - 3-8 免許・資格取得の指導体制
 - 3-9 教員・教員組織

柔道整復師養成分野における第三者評価モデル事業評価委員研修

柔道整復師養成分野 第三者評価基準のイメージ



I 専門特化した基準

専門技術 (A) ※自己目標設定・成果を評価する項目
H22年度文部科学省事業「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラム」を産学が連携して評価するモデル事業の実践における「要件1 専門技術」に掲げる技術等の習得指導

- 生涯学習の意欲を醸成する教育
 - 先輩柔道整復師から聞く機会の付与、生涯学習プログラムへの在学中の参加などを通して意欲醸成指導
- 特徴ある教育活動・学校運営等
 - 理念・目的・育成人材像の実現のための特色ある取組み

Should
質的向上のための基準

Must
基本的基準

専門技術 (B) / 知識 ※学習成果を評価する項目

- 認定実技審査における審査項目に対応した実技指導
 - 柔道整復師試験財団
- 柔道整復師国家試験合格に対応した指導

柔道整復師養成分野 第三者評価基準書 (素案Ver.2.0)より

その1 基準3 教育活動

大項目

- 養成校に求められるもの
 - 修業年限3年で認定実技審査と国家試験に合格できる教育課程の編成
 - 卒業後、企業勤務や開業するために職業現場施術活動を実践できる知識・技術・技能
 - 学校でできるだけ習得させるよう努める
 - 業界の最新の人材ニーズの把握
 - 教育課程編成委員会での外部意見の反映
 - 授業評価等による効果確認
 - より良い教育課程にむけた研究

その1 基準3 教育活動

大項目

- 成績評価、単位認定基準等の明確な提示
- 教育課程を確実に実行する教員組織
- 資格要件を備えた教員の配置
- 現場に通じた教員の確保と研修体制
- 具体的な教育運営の方法を点検、教育活動が適切かつ効果的に行われているかを確認、評価

分野別評価項目の理解

基準3 教育活動	
3-5	目標の設定
3-6	教育方法・評価等
3-8	免許・資格取得の指導体制
3-9	教員・教員組織

★専門技術(A): 自己目標設定・成果を評価する項目、質向上基準

★専門技術(B): 知識 学習成果を評価する項目、基本的基準

■専門: 職業実践専門課程認定要件、分野に必要な基本事項

基準3 教育活動

3-5 目標の設定

小項目	評価の視点・指標	分類観点
9	修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されているか	目標専門
10	業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか	目標成果

9 修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されているか

★専門技術(B):知識 学修成果を評価する項目、基本的基準

■分類:目標 ■観点:専門

□チェック項目

- 51 修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できる教育到達レベルを明示しているか
- 52 教育到達レベルは、理念等に適合しているか
- 53 免許取得の意義及び取得指導・支援体制を明確にしているか
- 54 免許取得の指導・支援体制を整備しているか

■参照資料 ※は必須

- 学科毎に教育到達レベル・目標等を記載した印刷物
- 到達レベル達成のための教育方法等説明資料
- 免許取得の意義・目標等を明記した文書
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

10 業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか

★専門技術(A):自己目標設定・成果を評価する項目、質向上基準

■分類:目標 ■観点:成果

□チェック項目

- 55 教育目標として業界等の人材ニーズに対応した専門技術の達成目標を設定しているか

□教育目標として設定した専門技術(例示)

- 柔道整復術:
 - 1 骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期措置法などの修得
- 被覆包帯及び固定包帯術:
 - 2 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの研究および技術の習得
- テーピング技術:
 - 3 患部の運動制限・疼痛緩和・血行促進などの研究および技術の習得

□教育目標として設定した専門技術(例示)

- 後療法:
 - 4 手技療法 軽擦法・強擦法・叩打法などを用いて自然治癒力を活性化させ損傷の早期回復を図る技術の習得。運動療法 全身運動療法と局所運動療法を併用し機能回復と増進を図る技術の習得。物理療法 電気・光・温熱・冷却・音波などの物理的エネルギーを使用して、生体機能の正常化および恒常性維持機能を高める研究および技術の習得

□教育目標として設定した専門技術(例示)	
5	□別技術(ボディアナビゲーション体表解剖を含む): 外見上の症状では判断できない症状を各種検査法で鑑別する技術の習得。臨床実習にて治療方針を決め、治療し、評価する技術の習得。
6	□医療面接: 信頼関係の構築の仕方、主訴、現病歴の確認など
7	□リスク管理: フォルクマン拘縮などの後遺症へのリスク管理。整復・固定・後療法・自己管理などに対する指導管理

■参照資料 ※は必須
□教育目標(と成果)に関する文書 □その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

3-6 教育方法・評価等		
小項目	評価の視点・指標	分類観点
11	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか	目標 専門
14	柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必要であることを認識するための教育を行っているか	目標 質
16	教育方法について、特色ある取組を行っているか	目標 成果

11	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか
★専門技術(B):知識 学修成果を評価する項目、基本的基準	
■分類:目標 ■観点:専門	
□チェック項目:	
56	教育課程を編成する体制は、規程等で明確にしているか
57	議事録を作成するなど教育課程の編成過程を明確にしているか
58	授業科目の開設において、専門科目・一般科目を適切に配分しているか
59	授業科目の開設において、必修科目・選択科目を適切に配分しているか

□チェック項目:	
60	修了にかかる授業時数・単位数を明示しているか
61	授業科目の目標に照らし、適切な教育内容を提供しているか
62	授業科目の目標に照らし、講義・演習・実習等、適切な授業形態を選択しているか
63	授業科目の目標に照らし、授業内容、授業方法を工夫するなど学習指導は充実しているか
64	職業実践教育の視点で、科目内容に応じ、講義・演習・実習等を適切に配分しているか
65	職業実践教育の視点で、教育内容・教育方法・教材等について工夫しているか

□チェック項目:	
66	単位制の学科において、履修科目の登録について適切な指導を行っているか
67	授業科目について授業計画(シラバス・コマシラバス)を作成しているか
68	教育課程は、定期的に見直し、改定を行っているか

■参照資料 ※は必須

- 教育課程編成方針文書、規程等
- 教育課程編成経過、検討の記録
- 教育課程、授業科目、時間割、授業計画※
- 演習・実習等の構成、考え方を明記した資料等
- 職業教育に関する授業科目構成と講義
- 授業計画(シラバス・コマシラバス)※
- 効果の分析等の資料
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

14 柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必要であることを認識するための教育を行っているか

★専門技術(A):自己目標設定・成果を評価する項目、質向上基準

■分類:目標 ■観点:質
チェック項目:生涯学習の意欲醸成に関する例示

75 生涯学習の重要性を現場で活躍する柔道整復師などから聞く機会を設けているか

76 卒後研修等の生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供しているか

77 「卒後臨床研修制度」をはじめとする生涯学習に対する意欲を醸成するための教育を体系的に行うよう努めているか

■参照資料 ※は必須

- 生涯学習参加に関する文書
- 生涯学習に関する教育プログラム
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

16 教育方法について、特色ある取組を行っているか

★専門技術(A):自己目標設定・成果を評価する項目、質向上基準

■分類:目標 ■観点:成果
チェック項目

82 教育方法に関して特に力を入れている取組があるか

■参照資料 ※は必須

- 特色ある教育方法に関する文書
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

3-8 免許・資格取得の指導体制

小項目	評価の視点・指標	分類観点
19	柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか	目標 専門
20	その他の資格取得について、特色ある取組を行っているか	目標 成果

19 柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか

★専門技術(B):知識 学修成果を評価する項目、基本的基準

■分類:目標 ■観点:専門
チェック項目

88 柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための授業科目、特別講座の開設など指導体制を整備しているか

89 不合格者及び卒後の指導体制を整備しているか

■参照資料 ※は必須	
<input type="checkbox"/> 資格取得指導体制(規程、組織図、議事録) <input type="checkbox"/> 補講、グループ学習指導等の資料 <input type="checkbox"/> 卒後の指導体制に関する資料 <input type="checkbox"/> その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

20	その他の資格取得について、特色ある取組を行っているか
★専門技術(A):自己目標設定・成果を評価する項目、質向上基準	
■分類:目標 ■観点:成果	
<input type="checkbox"/> チェック項目	
90	資格の内容、取得の意義について明確にしているか
■参照資料 ※は必須	
<input type="checkbox"/> 資格取得関係科目一覧 <input type="checkbox"/> その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

3-9 教員・教員組織

小項目	評価の視点・指標	分類観点
23	教員組織について、特色ある取組を行っているか	目標質

23	教員組織について、特色ある取組を行っているか
★専門技術(A):自己目標設定・成果を評価する項目、質向上基準	
■分類:目標 ■観点:質	
<input type="checkbox"/> チェック項目	
108	教員組織に関して特に力を入れている取組があるか
■参照資料 ※は必須	
<input type="checkbox"/> 教員組織の特色ある取組に関する文書 <input type="checkbox"/> その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

第三者評価モデル事業評価担当部会委員アンケート調査結果（1）

平成27年12月17日

<p>委員区分 (選任区分)</p>	<p>Q 1 第三者評価の全般的印象について (評価委員として実感したこと、第三者評価の効果など) 設立母体の法人と学校運営との関連が困難。</p>	<p>Q 2 モデル事業における評価基準について (基準の適切さ、項目数、判断の難易度、追加または削除すべき項目など) 法的に問題のあるインターンシップの取扱い</p>	<p>Q 3 評価委員について (人数、構成などの適切さ) 財務関連委員を増員し部会に出席できるようにならぬいか。</p>
<p>評価委員① (教育専門家・学識者)</p>	<p>法人が設置する学校以外の施設の取扱い、利用等が評価対象になるのか疑問。</p>	<p>学科ごとに評価項目を変更することは？</p>	<p>財務関連委員を増員し部会に出席できるようにならぬいか。</p>
<p>評価委員② (柔道整復師養成校の教職員)</p>	<p>評価委員として実感した事は、評価の表現の難しさと評価部会内での評価基準ベクトルの統一化（客観性の難しさ）だった。これらの問題は、部会の回数を増やし討議することで解決できると考える。 評価を受ける立場としては、第三者評価が学生支援向上に向けて重要な条件であるということ。第三者評価を受ける事で、忙しさを理由に長年止まっていた良い企画が動き出したり、PDCAサイクルの活性化も見込め、また、学内で気付かなかった事に気づき、内部質保証の向上を図る効果が期待できると考える。</p>	<p>評価基準・項目数については、概ね適切であった。カリキュラム等の審査については、訪問調査の時間も限られているので、今回は書面調査が主体になってしまいが、あまり実施内容についての調査ができなかったが、教務日報等を閲覧して提示カリキュラムと実際の授業での整合性を審査することが望ましいと考える。 削除すべき評価については、委員会で討論した内容で大丈夫だと思う。 判断の難易度については、第三者評価がどれだけ権限を持ち指導できるかに関わって考えると考える。</p>	<p>評価委員の構成については、ベストだと思う。 人数については、学校の事に関して知識のある委員がもう少し必要だと思う。その理由は、ある一つの評価を討論する場合に、業界関連であれば全員で討論することができると、学校運営関連事項になると意見が少なくなると、問題が生じる場合が想定されるためである。</p>
<p>評価委員③ (柔道整復師養成校の教職員)</p>	<p>これからの専門学校には、必要不可欠である。入学してくる学生のため、また学校の質保証と学校運営にも欠かせないものである。 短所及び長所を把握して他の学校との差別化を図り、個性を活かし特徴を出すことにより、質の良い教育と安定した運営をしていくのに必要である。</p>	<p>中立の立場に立って学校の評価をしなければならぬ。故に公平さを保つ難しさがある。評価者により観点が違うこともあり、基準の難しいところである。 更なる向上を期待する点のところ、曖昧な文章表現になることもあり、難しい。 モデル事業としては、良いと思われる。</p>	<p>専門知識を持っている人材を数名増員する必要がある。</p>
<p>評価委員④ (柔道整復師)</p>	<p>質の高い柔道整復師を養成するためには、基準に沿った養成校が必要であり、そのためにもこの様な評価は継続的に必要と考える。</p>	<p>適切と思われる。</p>	<p>業界側から参加させてもらったことで、理解が深められたと思われる。</p>
<p>評価委員⑤ (柔道整復師)</p>	<p>評価の結果がどの様な形で現れるのか、また、将来、学校が進む方向などについても知りたいと思った。</p>		

第三者評価モデル事業評価担当部会委員アンケート調査結果（1）

平成27年12月17日

委員区分 (選任区分)	Q 1 第三者評価の全般的印象について (評価委員として実感したこと、第三者評価の効果など)	Q 2 モデル事業における評価基準について (基準の適切さ、項目数、判断の難易度、追加または削除すべき項目など)	Q 3 評価委員について (人数、構成などの適切さ)
評価委員① (教育専門家 ・学識者)	<p>評価基準が、大・中・小項目として定められ、さらにチェック項目が示されているので、これにそって自己点検・評価がなされれば、当該校の実態が明確になってくる。点検・評価の積み重ねが、学校改革につながってくる。</p> <p>まず、自己点検・自己評価→そして、外部評価で現実を確認し、改革へ。</p>	<p>評価基準は全体として適切であると思うが、職業実践専門課程としての基準については、知識が乏しいこともあり、判断が難しかった。</p> <p>その専門分野の委員の改善意見に期待したい。</p>	<p>評価委員数6名は適当と思われるが、柔道整復師分野の委員4名は2～3名にして、専門学校関係者（柔道整復師分野以外の）を1～2名としてもよいのではないかと検討すべし。</p>
評価委員② (柔道整復師養成校 の教職員)	<p>受審校自身が特徴と認識していない特徴などを知らせることができると効果があると思う。</p> <p>逆に、問題点を認識していない点などを発掘でき、改善につながるケースもあると思う。</p>	<p>今後、評価基準を適・不適などより評価結果を明確にした方がよいと思う。</p> <p>評価項目間で受審校が同じ回答を繰り返すものが見られ、整理が必要な項目があると思う。</p> <p>評価者側の意図する回答でないものもあり、意図が伝わりにくい項目もあるもので、より明確に伝わる工夫が必要ではないか。</p>	<p>適切な構成だと思う。</p>
評価委員③ (柔道整復師養成校 の教職員)	<p>委員の先生方が素晴らしい、自分がこの委員でいいのかと感じた。</p>	<p>訪問校の実務（自己評価報告書作成）担当者とも、事前打ち合わせした方がよいと感じた。</p>	<p>適切と思う。</p>
評価委員④ (柔道整復師)	<p>第三者よりの評価を受けるという学校自体の姿勢にとても感銘を受けた。</p> <p>私自身、業界の養成校への見方、講師としてではなく、外側からの客観視としてとても有意義なものだった。</p>		<p>妥当かつ適切なものと思う。</p>
評価委員⑤ (柔道整復師)			

第三者評価モデル事業評価担当部会委員アンケート調査結果（1）

平成27年12月17日

委員区分 (選任区分)	Q1 第三者評価の全般的印象について (評価委員として実感したこと、第三者評価の効果など) 全体として発言が少なく、個別に指名されて初めて発言することが多いと感じた。	Q2 モデル事業における評価基準について (基準の適切さ、項目数、判断の難易度、追加または削除すべき項目など) 小項目で判断すべき項目が多すぎるように思う。	Q3 評価委員について (人数、構成などの適切さ) 発言の少ない委員は、この事業の内容をよく理解していないということがある理由だった。委員選考にあたり、特に団体推薦委員については、この事業(制度)について十分な説明と理解を持った方を推薦するよう依頼すべきである。
評価委員① (教育専門家・学識者)	効果については、今後の学校の対応によると思われるので何とも言えないが、「更なる向上を期待する点」等の記述は、複数の委員で述べられた結果と、学校が率直に受け止め、実現に努力すれば、それが効果といえるのではないかと。	項目の表現が記入者によって解釈(理解)が異なってしまうようなものが散見されるため、表現の再考を願いたい。	発言の少ない委員は、この事業の内容をよく理解していないということがある理由だった。委員選考にあたり、特に団体推薦委員については、この事業(制度)について十分な説明と理解を持った方を推薦するよう依頼すべきである。
評価委員② (柔道整復師養成校の教職員)	他校の実態とそれに基づく報告内容をおお理解・推察することは大変な作業であった。 事務局の下作業に負うところ大。敬意を表する。	重複や類似などもあるが、それぞれの箇所を理解を促すのに必要なこともあり、統一、省略も難いものだと推察する。	人数については、概ね適正と考える。
評価委員③ (柔道整復師養成校の教職員)	委員として、初めての経験(仕事)で、学校運営をする中で、たいへん参考になった。 今後、専門学校(柔道整復学科)において、内部質保証や社会からの信頼が、生き残るためにはさらに求められると思う。今回の経験を活かし、仕事をしたいと思う。	評価基準は、事前に検討され適正に設定されていた。ただ、評価対象の柔道整復学科として、小項目において判断しにくい項目や、評価できないような項目も見受けられた。次の検討課題だと思ふ。	ちょうど良いのではないかと。
評価委員④ (柔道整復師)	専門学校からの膨大な資料に目を通す作業は大変だった。	適切だったと思う。	今回担当した評価委員は、バランスよく構成されていたと思う。 評価担当部会におけるディスカッションは、様々な意見が出て、参考になった。 委員長はじめ、各委員にはたいへんお世話になった。
評価委員⑤ (柔道整復師)			適切だったと思う。

第三者評価モデル事業評価担当委員会アンケート調査結果（2）

委員区分 (選任区分)	Q 4 評価の手順について (書面調査、訪問・ヒアリング調査、学生インタビュー、評価報告書作成の手順など)	Q 5 評価のスケジュールについて (評価部会の開催時期、回数など)	Q 6 その他 (自由見聞欄)
評価委員① (教育専門家・学識者)	今回は訪問・ヒアリング調査が書面審査終了前に実施することになった点は残念だった。 学生インタビューを機構の評価に加えることを検討すべきである。	日程調整がたいへんだと思うが、規模の大きい学校については、回数を増やすことも必要だと思う。	
評価委員② (柔道整復師養成校の教職員)	評価の手順については、何の問題もないと思う。 今回初めての試みであった学生インタビューは、たいへん有意義であったと感じている。分野別第三者評価が現実化し実施されるときも、是非、実施していきたい。	今回は、モデル事業であったために、スケジュールがかなりタイトであった。 実際に実施するには詳細な書面調査にも余裕が必要であるし、訪問調査の前にも、質問事項の精査を先行し、委員間での問題点の共有化を図るための日数が必要で、その後の部会でも協議についても日数が必要だと感じた。	第三者評価は、国家の安全・業界の倫理観向上・学生等のために大学等と同様に義務化されるべきものだと強く感じた。 養成校としても評価して頂けることが、オンラインワークを目指すうえでとても重要である事を実感させていたいただいた。 私自身も良い勉強をさせていただき、感謝している。
評価委員③ (柔道整復師養成校の教職員)	すべての評価資料を熟読しなければならなく、かなりの量があり時間が必要である。 すべての報告書を読み終わってから、訪問・ヒアリング調査、学生インタビューを実施した方が評価報告書の作成にはよいと思われる。 学校訪問も、11月は実技認定や、卒業試験もあり、その前に行く方がよい。	もう少し余裕があるとよい。(報告書を読むのに時間が必要)	第三者評価は必要と思うが、すべての学校で実施するには、人と時間がかかり、その振り分けと人材が必要である。
評価委員④ (柔道整復師)			学校の設置基準、内部規律や法的なことに対してよく知らなかったのも、評価作業は難しかったが、大いに参考になった。 将来、多くの卒業生が開業すると思われるので、学校の授業科目にはないが、柔道整復師法（特に受領委任払い、業務範囲等）の授業を組み入れていただきたい。
評価委員⑤ (柔道整復師)			柔道業務と療養費の受領委任払いは切っても切れない関係にある。従って、教育の現場においても、受領委任払いの歴史と内容を教えてほしいと思う。

第三者評価モデル事業評価担当委員会アンケート調査結果（2）

委員区分 (選任区分)	Q 4 評価の手順について (書面調査、訪問・ヒアリング調査、学生インタビュー、評価報告書作成の手順など)	Q 5 評価のスケジュールについて (評価部会の開催時期、回数など)	Q 6 その他 (自由意見欄)
評価委員① (教育専門家 ・学識者)	<p>書面調査、訪問・ヒアリング調査については、従来と特段変わりなく進行された。</p> <p>学生インタビューについては、学生に真剣な姿勢が確認できたことと、自己評価と第三者評価の意義について学生が理解してくれたためと評価している。</p> <p>報告書については、可否ではなく、「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」の記述形式で、意見表記が容易になったと思うし、学校にも評価が伝わり易いように感じる。</p> <p>ただ、各委員の意見が併記される点もあり、焦点がぼける可能性もある。</p>	<p>今回はモデル事業であり、特別のスケジュールであったと思う。</p> <p>これまでの評価機構のスケジュールでよいと思う。</p>	<p>今回の当該校の自己点検評価を通しての学校改革の取組は高く評価している。</p> <p>特に、職業実践専門課程としての「教育課程編成委員会」「学校関係者評価委員会」の意見反映に、大いに期待している。</p>
評価委員② (柔道整復師養成校 の教職員)	<p>学生インタビューを取り入れたことは良かったと思う。</p> <p>訪問・ヒアリング調査の時間はもう少し長くした方が良かったのではないかなと思う。</p>	<p>書面審査の回数がやや不足していたと感じた。(評価委員間の意見調整のため)</p>	
評価委員③ (柔道整復師養成校 の教職員)	<p>このままでいいと思う。</p>	<p>適切と思う。</p>	<p>事務局の皆様にお世話になった。</p>
評価委員④ (柔道整復師)	<p>システム化されていたと思う。</p>	<p>妥当かつ適切なものと思われる。</p>	<p>今後の担い手となる委員の先生の為に、その他の各種委員会委員と同等レベルの報酬、手当てを考えていただければと思う。</p>
評価委員⑤ (柔道整復師)			

第三者評価モデル事業評価担当部会委員アンケート調査結果（2）

委員区分 (選任区分)	Q 4 評価の手順について (書面調査、訪問・ヒアリング調査、学生インタビュー、評価報告書作成の手順など)	Q 5 評価のスケジュールについて (評価部会の開催時期、回数など)	Q 6 その他 (自由見聞)
評価委員① (教育専門家 ・学識者)	<p>項目のグループニングによっては、1日3時間の審議はきつときがあった。あと30分でも伸ばすと心に余裕ができたと思う。</p> <p>訪問調査については、地方都市の学校においては、前泊をし、9時半頃から開始した方がより理解を深める調査ができたと思う。</p> <p>学生インタビューについては、今一つ必要性が感じられない。事前アンケートの質問事項が多すぎ、読み込む時間が足りない。審査に役立つというより、学校がどの様に学生に接するか、施設はどうあるべきかには役に立つが、インタビューの質問の参考にはならないと感じた。内容を変更し、インタビューの時間もつと長時間とれるのなら、また違った形態で実施できるかもしれない。</p>	<p>あと1か月前倒しで実施し、1月末で終了とするスケジュールなら、委員としては助かる。</p> <p>審議時間として1日3時間が限度であれば、あと1回書面審査日があってもいいと思う。予算の都合で無理なら致し方ないが。</p>	
評価委員② (柔道整復師養成校 の教職員)	<p>概ね良い。</p> <p>参照資料集に関しては、あらかじめ1セットを確認し(現地立ち合いでも可)報告書との連動を明確にしておくと思う。</p>	<p>適切であった。</p>	
評価委員③ (柔道整復師養成校 の教職員)	<p>書類審査、訪問・ヒアリング・・・この手順で全く問題はなかった。</p> <p>評価対象校の提出書類の記入方法などを学校側に十分に理解してもらい、もう少し整理された内容であれば、資料確認しやすかったと思う。</p>	<p>委員の中で1人だけ遠隔地からの参加であったが、次期・回数など特に問題はなかった。</p>	<p>専門学校に赴任して2年足らずであるが、専門学校の運営にとって、少子化、人口減の問題は、これから深刻なものとなる。</p> <p>専門学校でも第三者評価は、大切なものとなってきている。社会や地域の人々に信頼される学校・組織づくりが、生き残るために必要であると感じた。</p>
評価委員④ (柔道整復師)	<p>基本的な流れとして適切だったと思う。</p>	<p>適切であったと思う。</p>	<p>事前に事務局に内容を整理してもらったため、スムーズに進行できたと思う。感謝している。</p>
評価委員⑤ (柔道整復師)			

第三者評価モデル校アンケート調査結果

質問項目		ケース1	ケース2	ケース3
番号	質問事項			
Q1	モデル校としての取組全般について			
Q1-1	平成26年度までの学内における自己点検・評価の実施回数 ア 3回以上、イ 2回、ウ 1回、エ 実施していない	3回以上実施	3回以上実施	3回以上実施
Q1-2	昨年度の自己点検・評価を実施した担当部署 ア 自己点検・評価委員会、 イ 既存の委員会組織 ウ 教務部などの組織	既存の委員会組織(長・補佐会議) 教務部などの組織 (柔道尾整備科教務会)	自己点検・評価委員会	自己点検・評価委員会
Q1-3	今年度のモデル第三者評価に対する学内体制、担当部署など ア 昨年度と同じ イ 特別な体制を組んだ(具体的に)	昨年度と同じ	昨年度と同じ	特別な体制を組んだ (分野別評価のため柔道整備師学科が担当)
Q2	自己点検・評価報告書について			
Q2-1	自己点検・評価報告書の記述内容の調査方法 ア 昨年度の自己点検・評価報告書をベースに、今年度の点検を実施 イ 各部署に資料提出を求め、担当部署でヒアリング等を行い調査	昨年度の自己点検・評価報告書をベースに、今年度の点検を実施	昨年度の自己点検・評価報告書をベースに、今年度の点検を実施	各部署に資料提出を求め、担当部署でヒアリング等を行い調査
Q2-2	自己点検・評価報告書の記述者 ア 「基本方針」は理事長・校長またはその全面的な関与を受けて執筆、「中項目の分析」は担当部署で執筆 イ 「基本方針」は担当部署の責任者、「中項目の分析」は担当部署で分担執筆	「基本方針」は理事長・校長またはその全面的な関与を受けて執筆、「中項目の分析」は担当部署で執筆	「基本方針」は理事長・校長またはその全面的な関与を受けて執筆、「中項目の分析」は担当部署で執筆	「基本方針」は理事長・校長またはその全面的な関与を受けて執筆、「中項目の分析」は担当部署で執筆
Q2-3	自己点検・評価報告書の作成期間 ア 4ヶ月以上、イ 3ヶ月、ウ 2ヶ月、エ 1ヶ月以内	2ヶ月	4ヶ月以上	2ヶ月
Q2-4	自己点検・評価報告書の作成において難渋したこと *複数回答可 ア 評価項目の要求している内容の解釈 イ 評価項目に関する現状の調査 ウ 自己点検・評価報告書の記述 エ 参照資料等の収集 オ その他(具体的に)	ア 評価項目の要求している内容の解釈 ウ 自己点検・評価報告書の記述	ア 評価項目の要求している内容の解釈 ウ 自己点検・評価報告書の記述 エ 参照資料等の収集	イ 評価項目に関する現状の調査 ウ 自己点検・評価報告書の記述 エ 参照資料等の収集
Q3	評価基準等について			
Q3-1	評価基準に関する全般的感想 ア おおむね適当である イ 今回のモデル事業の結果などを検証し、見直しが必要である。(見直すべき項目)	おおむね適当である	おおむね適当である	おおむね適当である
Q3-2	評価項目の意図が理解できたか ア おおむね理解できた イ 評価項目の要求内容に理解しにくい点があった(具体的に)	おおむね理解できた	おおむね理解できた	おおむね理解できた
Q4	評価方法等について			
Q4-1	第三者評価の実施方法に関する全般的感想 ア おおむね適当である イ 今回のモデル事業の結果などを検証し、見直しが必要である。(見直すべき項目)	おおむね適当である	おおむね適当である	おおむね適当である
Q4-2	第三者評価の実施時期 ア おおむね適当である イ 時期を変更する方がいい(いつ頃?)	おおむね適当である	おおむね適当である	おおむね適当である
Q4-3	評価担当部会の評価委員 ア おおむね適当である イ メンバー構成等を変更する方がいい(具体的に)	おおむね適当である	おおむね適当である	おおむね適当である

Q4-4	現地調査等 ア おおむね適当である イ 実施方法を変更する方がいい(具体的に)	おおむね適当である	おおむね適当である	おおむね適当である
Q4-5	学生インタビュー ア おおむね適当である イ 実施方法を変更する方がいい(具体的に) ウ 実施しない方がいい(理由)	おおむね適当である	おおむね適当である	おおむね適当である
Q5	第三者評価報告書等の公表について			
Q5-1	第三者評価報告書の公表に関する意見	実証事業の成果物として公表することは承知している	公表 可	情報公開の観点からしても公表すべきであると考えます。
Q5-2	自己点検・評価報告書の公表に関する意見	本校は柔整復科以外の学科も設置しており、職業実践専門課程の申請時に示された書式により自己点検・評価報告書をすでにホームページ上に公開しております。閲覧者の混乱を招く恐れもあり、公表は辞退したいと考えます。 ただし、これも成果物として必要であれば、協力校として異議はございません。	公表 可	自己点検・評価報告書及び第三者評価報告書を公表することにより、学校の問題点に対する改善策や対応が見えることになるので、養成校の質向上に大変役立つと考えます。
Q6	自由意見記述欄	学内でやっているそれぞれの事業は多目的な意図を持って行っております。 大項目・中項目・小項目を横断的に関わることが多く、問われている評価項目に回答するために、同じ事業を何度も記載したように感じます。 今回の実証実験では「可」、「否」の評価は見送られていますが、「可」と評価される基準(評価の視点)を示していただければ、評価を受ける者の目標となりますし、報告書及び資料の取りまとめ方法も検討できると思います。 これまででは関係官庁による実地調査の経験しか無く、第三者に対する資料整理の意識が低く、教職員には強い刺激となりました。ご指摘いただいた事項を含め、学校運営の向上にむけて教職員一丸となって邁進したいと考えております。 今回、評価に関係いただいた諸先生方には深く感謝申し上げます。	今回の評価を受けて、改めて日常業務を適正・的確に行うことの大切さ認識しました。 また、改善すべき点や問題点も明らかになり、今後の学校運営にこれらを踏まえて進めてまいります。大変有意義な経験となりました。ご指導誠に有難うございました。	学校内で気がつかなかった点や後回しになっていた点が第三者の評価を受けた御陰で気づくことが出来ました。また、改善の指標が解りやすくなりました。 学生インタビューを受けるに当たり、本当に学生が学生生活に満足していると感じてはいましたが、不安もありました。教職員が良いと思う視点と学生が感じる点の解離が無いか確認するためにも良い試みであったと思います。

【資料3：各コンソーシアムとの連絡調整に関する資料】

1 評価委員研修会における配付資料

- ① 専修学校職業実践専門課程第三者評価について…………… 191
 専門職高等教育質保証機構 代表理事
 大学評価・学位授与機構 顧問・名誉教授 川口昭彦

- ② 第三者評価における評価者の役割と業務…………… 201
 早稲田速記医療福祉専門学校 講師
 私立専門学校等評価研究機構 第三者評価委員 高橋 稔

専修学校職業実践専門課程 第三者評価について － 専門職高等教育の質保証 －

川口 昭彦
専門職高等教育質保証機構 代表理事
大学評価・学位授与機構 顧問・名誉教授

2015.9.7

評価者研修

専門職高等教育への期待と質保証・向上

- 21世紀の社会が求める人材像は？
- 高等教育のパラダイム・シフト
- 質保証(評価)文化の醸成・定着
- 保証すべき「質」とは？
- 大学等の認証評価制度
- 専修学校の質保証の方向性
- 専門職高等教育質保証機構の試行評価
- まとめ

QAPHE

3 21世紀の社会が求める人材像は？

社会のパラダイム・シフト:
産業社会から知識社会へ
日本の雇用環境の変化

QAPHE

社会のパラダイム・シフト

- 産業社会から知識社会へのパラダイム・シフト
- 学問や科学の進歩、先端化、細分化とサステイナブル社会－細分化した領域で産み出される知と社会が求める価値との乖離
- 予測困難な時代に向けて、想定を超える事態に対応できる新しい知に対する渴望
- 社会が人材に期待する資質・能力の変化(キャッチアップ型からフロントランナーへ)
- 職業教育および生涯学習に対する社会の期待

QAPHE

知識(基盤)社会(1999 ケルンサミット)

- 高度な知識技能を有する市民・労働者への需要
- 世界各国で知の創造と伝承の機関としての高等教育を重要視
- 世界各国(主として先進国)が高等教育改革を実行
- わが国においても教育改革が進行(ただし、大学改革が先行し、職業教育については遅れ気味)
- これらの教育改革に共通のキーワードは、第三者評価による「質保証」

QAPHE

知識社会とはどんな社会か？

- 知識には国境がなく、グローバル化が進む。職業選択の自由度が広がり、性別や年齢を問わず参画することが促進される(流動的)。
- 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。機会が平等に開かれることによって、成果をあげられる人とそうでない人の差が顕著となる(競争的)。
- 知識の進展は旧来のパラダイムの転換をともなうことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が重要となる。すなわち、一つの専門分野に固執するのではなく、他分野を自分の仕事に取り込むことが求められる(専門分化的)。
- 成果を産み出すためには、多様な専門家の協力が不可欠となる(チームとしての協調性)。

QAPHE

グローバル化

7

- **メリット: チャンスの拡大**
 - これまであった障害がグローバル化によって次第に取り払われることにより、チャンスが大幅に拡大する。
- **デメリット: 不確定要素が増える。リスクが増大する。**
 - 関係する国、地域、社会あるいは人が増えることによって、これまでは想像もつかなかった事態が起こる可能性が高い。
 - そのリスクをどのように最小化するかが課題となる。
 - リスクが顕在化したときの対処の仕方が問われる。
 - 組織の柔軟性を維持できなければグローバル化を生き残ることも難しくなる。→リスクに柔軟に対応できる人材

QAPHE

知識社会と産業社会に求められる能力

8

知識社会	産業社会
人間力・時代を生き抜く力 ネットワーク形成力・交渉力 多様性 個性あるいは個別性 能動性 新しい課題に挑戦する意欲・創造性	基礎的な学力 協調性・同質性 標準性 共通尺度での比較可能性 順応性 知識量・知的操作の速度

これからの知識社会が必要としているのは、多様性、創造性、個性そして能動性に富む人材である。

QAPHE

日本の雇用環境の変化

9

- これまでの一般的な雇用慣行の特徴
 - 新規卒卒者の一括採用、長期雇用を前提とした企業内教育・訓練
 - 学校においては基礎的な知識・技能を身につけさせて、職業に必要な専門的知識・技能は、主に企業内教育・訓練をつうじて、仕事をしながら育成
- 指導する人材の不足
 - 非正規雇用の増加により、企業内教育・訓練に割く時間を圧迫
 - 厳しい経済状況のもとで人材育成に割く費用・時間を縮小
 - 企業内教育・訓練を実施する動機づけが低下
- 企業が人材育成を行う余裕を失っている。

QAPHE

高等教育の基本的使命(社会の期待)

10

- 活力ある社会が持続的に発展していくために、専門分野に関する専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身につけ、高い公共性・倫理観をもちつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質をもつ人材を育成する。
- 知識社会あるいは日本の雇用環境に適合した、学修成果、授業設計、カリキュラムなどが必要となる。
- 学修によって、どのような知識、能力、技能そして態度を獲得することができるか？

QAPHE

11

高等教育のパラダイム・シフト

「教育パラダイム」から「学習パラダイム」へ
「量の時代」から「質の時代」へ

QAPHE

高等教育のパラダイム・シフト

12

- 「教育パラダイム」から「学習パラダイム」へ
- 「教員の視点に立った教育」から「学生の視点に立った学習」へ
- 「何を教えるか」より「何ができるようになるか」へ
- 「授業内容や教育方法の改善」から「学習の質が向上したか、学修成果があがっているか」へ
- いかにか学修成果を測定するか？ いかにか説明責任を果たすか？

QAPHE

学習環境の変化

13

	教員中心の学習環境	学生中心の学習環境
クラスの活動	教員中心、一方向	学習者中心、双方向
教員の役割	事実の伝達者、専門家	協力者、しばしば学習者
指導の強調点	事実の暗記	関係性、問い、創造
成功として提示するもの	基準準拠	理解の質
評価	多肢選択	到達度評価、ポートフォリオ、パフォーマンス評価
テクノロジーの利用	ドリルと練習	コミュニケーション、アクセス、協力、表現

大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着 日本の大学は世界で通用するか?』(ぎょうせい2014年) p. 30

QAPHE

次元の異なる質保証の対象

14

	具体的内容
インプット(投入)	教育研究活動等を実施するために投入された財政的、人的、物的資源をさす。
アクション(活動)	教育研究活動等を実施するためのプロセスをさす。計画に基づいてインプットを動員して特定のアウトプットを産み出すために行われる行動や作業をさす。
アウトプット(結果)	インプットおよびアクションによって、学校(組織内)で産み出される結果をさす。一般的に、数量的な結果を示すことが多い。
アウトカムズ(成果)	諸活動の対象者に対する効果や影響も含めた結果をさす。学生が実際に達成した内容、最終的に身につけたもの、刊行された論文の効果や影響などである。

QAPHE

高等教育質保証のパラダイム・シフト

15

- 「教育」重視、教員中心から、「学習」あるいは「学修」重視、学生中心へ
- 「インプット(入力)」「アクション(活動)」「アウトプット(結果)」中心の質保証から、「アウトカムズ(成果)」中心の質保証へ
- 「量(アウトプット)の時代」から「質(アウトカムズ)の時代」へ
- 入口管理(入学試験等)から、出口管理(卒業・修了判定)へ

QAPHE

質保証(評価)文化の醸成・定着

16

質リテラシーと質保証(評価)文化
「評価」の三つの機能
高等教育における保証すべき質

QAPHE

質リテラシー(Quality Literacy)

17

- 学校には、恒常的な質の改善・向上を図る能力が求められる。これには、つぎの二つの側面がある。
 - 組織文化的側面: 質に関する価値・信念・期待・責務が組織内で共有されている(学内の共通認識)。
 - 組織運営的側面: 質を向上し、構成員の協働体制やプロセスを有する(学内の運営組織)。
- 学校がもつべきは、「質の文化(Quality Culture)」あるいは「質保証文化(Quality Assurance Culture, QA Culture)」

QAPHE

質保証(評価)文化とは

18

- 質保証(評価)情報を自ら価値づけ、自らの責任で次の活動を選択していくこと。
- 質保証(評価)結果に基づいて、諸活動の質の改善・向上を図り、説明責任(アカウンタビリティ)を確保することが、社会的な流れとなっている。
- 「評価」は、「質保証」を行うための手段である。「評価」は目的ではない!

QAPHE

「評価」の三つの機能

19

- アクレディテーション (Accreditation) : 認証
 - 資格証明のための認証
 - 品質認証 (ISO・・・など)
- オーディット (Audit) : 監査あるいは監視
 - 法律やコンプライアンスなどに準拠の確認
 - 内部評価や調査の信頼性を確認
- アセスメント (Assessment) : 分野や対象、行為によって異なる意味 (環境アセスメント、看護アセスメント、ニーズ・アセスメントなど)

QAPHE

資格証明のための認証

20

- 対象 (ヒト、モノ、組織) が、ある資格を有するに足る水準に達していることを証明する。
- 技能や職業資格の認証 (国家試験、資格試験、民間組織独自の証明書)。
- モノについては、その商品の品質が、一定の基準を満たすものであることを検査や査定によって証明する。
- 組織については、当該組織が開業するに値する資格を有することを証明する。

QAPHE

高等教育におけるアクレディテーション

21

- 学校やプログラムが、一定の水準 (地位) や適切さを有しているかを決定あるいは再認識するための評価である。
- あらかじめ設定された、教員資格・研究活動・学生の受入・学習資源などに関する最低限の基準に則して行う。

QAPHE

高等教育におけるオーディット

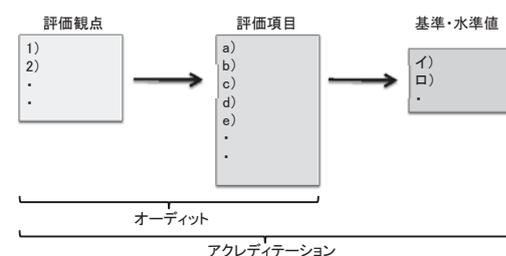
22

- 学校内部の質保証の取組みや手続き (責任所在、学内の意思疎通や調整作業等) の整備状況や効果についての点検である。
- プログラムレベルよりも学校 (機関) レベルで実施されることが多い。

QAPHE

アクレディテーションとオーディットの関係

23



QAPHE

高等教育におけるアセスメント

24

- 学校、教育プログラム、特定の構成要素についての測定である。
- インプット、アクション、アウトプット、アウトカムズに関して、学内外で設定された基準 (ベンチマーク) に照らした質的・量的測定が行われる。
- レイティングを伴うこともある。

QAPHE

25

保証すべき「質」とは？

「質」に関する理解
 質保証するための視点
 高等教育の質保証システム

QAPHE

「質」に関する理解

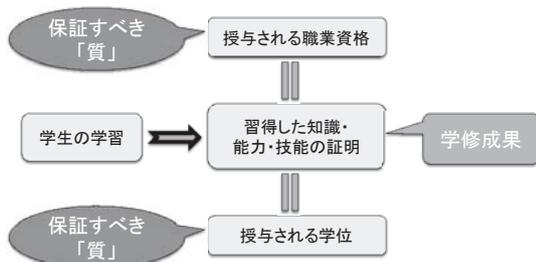
26

- 決まった基準で判定する質であり、多様性という考え方が入る余地は少ない。質とは、欠点がないこと (zero defects) を意味する (製造業)。
- 欠点を最小限にすることのみならず、顧客に不満がないという視点が入る。質とは、顧客満足 (consumer satisfaction) を意味する (サービス業)。
- 高等教育 (職業教育) における質とは？

QAPHE

保証すべきは職業資格・学位の質

27



QAPHE

質保証するための視点

28

- 卓越性 (高い水準の質)
- 関係者の満足度
- 基準に対する適合性
- 目的に対する適合性
- 機関の目標の達成度

QAPHE

質保証の最重要課題は学修成果

29

- 教育 = 教授 (Teaching) + 学習 (Learning) であり、学生の学修成果 (Learning Outcomes) について社会に明示することが重要である。
- 期待される学修成果 (Expected Learning Outcomes) を明示する。
- その学修成果の達成状況 (Achieved Learning Outcomes) を定期的に分析する。
- その分析結果を社会に向けて発信するとともに質の改善・向上に資することが求められる。

QAPHE

学修成果とは？

30

- ある学修過程を終了した時に、どのような知識、技能そして能力を獲得することが期待できるかに関するステートメント (ECTS Users' Guide)
- 教育を語るための国際共通言語 (あるいは国際共通通貨)

QAPHE

31

大学等の認証評価制度

大学評価とは
第三者による大学評価制度

QAPHE

大学評価とは

32

- 入口と出口のところのみでの評価
 - 偏差値に代表される入学試験の難易度
 - 資格試験等の合格率、資格等の取得状況
 - 就職のランキング
- 何を教えるのか？教育の水準は？学修成果は？（質の保証）
 - 在学中に得られる付加価値は？
 - どのような教育が行われ、その成果は？

QAPHE

大学評価の歴史的経過

33

- 大学設置基準の大綱化と大学自らによる自己点検・評価の努力義務(1991)
- 自己点検・評価の実施義務化、評価結果の公表義務化、外部評価の努力義務化(1998)
- 大学評価・学位授与機構の創設(2000)
- 学校教育法により認証評価(第三者評価)制度の導入(2003)
- 専門職大学院制度の発足(2003)

QAPHE

外部評価と第三者評価

34

- 外部評価:教育機関が学外の評価者を選定し、その評価者に依頼して行う評価。評価項目は、教育機関側が指定するのが普通である。(学校関係者評価)
- 第三者評価:評価対象となる教育機関とは別個の独立した第三者組織によって行われる評価。評価者・評価項目・評価方法などの選択を行うのは、評価対象となる教育機関ではなく、第三者組織となる。

QAPHE

第三者による大学評価制度

35

- 機関別認証評価
 - 機関全体(大学、短期大学、高等専門学校)が対象となる。
 - 7年ごとに評価を実施する。
 - 評価機関が定めた基準・方法等により評価を実施する。
- 専門職大学院認証評価(分野別認証評価)
 - 専門職大学院が対象となる。
 - 5年ごとに評価を実施する。
 - 評価機関が定めた基準・方法等により評価を実施する。
- 認証評価以外の分野別評価:薬学教育、リハビリテーション教育、工学教育(JABEE)、医学教育

QAPHE

認証評価の目的

36

- 大学(専門職大学院)における教育研究などの諸活動の質を保証する。
- 大学(専門職大学院)における諸活動の質の改善・向上に資する。
- 大学(専門職大学院)における諸活動の質について社会的説明責任を果たす。
 - 第三者評価機関が果たすべき社会的説明責任:大学(専門職大学院)が実施している諸活動の質の現状分析と保証。
 - 大学(専門職大学院)自身が発信する情報だけでなく、第三者評価機関による質保証結果も不可欠な情報である。

QAPHE

専修学校の質保証の方向性

専修学校の学校評価とその歴史
 専修学校に求められる質保証
 内部質保証システム
 第三者質保証

教育の質保証

- 小学校・中学校・高等学校等では、学習指導要領等によって教育内容の一定の質が担保されている。
- 大学については、設置審査等でインプットやプロセスを明確に評価(事前規制)した上で、自律性と学問の自由の中で行う質保証(事後チェック)である。
- 専門学校は実践的な職業教育を目的とするものであり、職業に必要な能力、知識、技能、態度など(アウトカムズ)に係る質保証の視点を踏まえた評価が重要である。

専修学校の学校評価の歴史

- 自己点検評価・結果公表の努力義務(2002)
- 自己評価の実施、結果公表の義務化(2007)
- 学校関係者評価(保護者、地域住民等の学校関係者による評価)の努力義務(2007)
- 第三者評価の定義(学校評価ガイドライン[2010年改訂])
- 学校関係者評価が「職業実践専門課程」の認定要件(文部科学省、2014)

専修学校に求められる質保証

- 養成しようとしている人材像、期待できる学修成果などを「目的・目標」として明示する。
- 目的・目標としている人材像や学修成果が、どの程度達成されているかを定期的に評価する。
- 学校の質を自ら保証する内部質保証システムを構築し、それを十分機能させる。
- 積極的な情報提供(評価結果も含む)を行う。
- 第三者質保証では、その内部質保証システムが機能し、質の改善・向上が絶えず図られていることを検証する。

質保証システムの構成

- 内部質保証
 - 高等教育の質の維持・向上、職業資格・学位の水準の保証については、第一義的には学校自身に責任がある。
 - 学校が「自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する内部質保証体制」を構築する。
- 第三者(外部)質保証(公的な質保証システム)
 - 設置基準や関係法令等
 - 設置認可(事前規制)
 - 認証評価(大学の場合、事後確認)

質保証とは

- 一般的に、質保証とはステークホルダー(利害関係者)に対して、約束通りの財やサービスが提供されていることを証明し説明する行為をさす。高等教育の質保証の場合、当該関係者に対して、学校がめざす目標のもと、教育が適切な環境のもとで、一定の水準とプロセスで行われ、成果をあげていることを証明し、説明する行為をさす。
- 教育の質保証の責任は、第一義的には学校自身にある。
 - それぞれの教育プログラムを提供する教員や部局自らがその質を保証する責任。
 - 学校として、その内部で提供する教育プログラムの質保証を行う責任。
 - 教育内容や方法を創造的に進化・発展させ、継続的に質の向上を促進することが必要である。－ 質の文化(Quality Culture)

専修学校評価の三層構造

43

- 自己評価:各学校の教職員が当該学校の理念、目的、目標に照らして自らの教育活動について行う評価
- 学校関係者評価:生徒、卒業生、関係業界、専修学校関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、所轄庁などの学校関係者により構成される評価委員会等が、自己評価の結果を基本として行う評価
- 第三者評価:学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

QAPHE

専修学校の第三者質保証システム

44

- 専修学校設置基準および職業実践専門課程の認定要件に適合していることを認定する。
 - 学校(あるいは課程)が目的・目標としている学修成果が達成されているかどうかを評価する。
 - 学校が機関内部の質保証体制を整備し、それが機能し、絶えず質の改善・向上が図られているかを評価する。
- 学修成果 + 一定の水準・標準 = 学修成果を基盤においた質保証

QAPHE

45

専門職高等教育質保証機構の試行評価

試行評価の目的
評価基準

基本の方針
スケジュール

QAPHE

評価事業に関する資料

46

- 専修学校職業実践専門課程第三者評価試行 評価基準要綱
- 専修学校職業実践専門課程第三者評価試行 自己評価実施要項
- 専修学校職業実践専門課程第三者評価試行 評価実施手引書

上記資料は、質保証機構ウェブページ
(<http://www.qaphe.jp/kijunyoukou2.html>)に公表されている。

QAPHE

試行評価の目的

47

- 専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に基づいて、専修学校職業実践専門課程を定期的に評価することによって、その教育活動の質を保証する。
- 学校の教育活動について多面的な評価を実施し、評価結果を当該学校にフィードバックすることによって、その教育活動の質の改善・向上に資する。
- 学校の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育活動の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、社会的説明責任を果たす。

QAPHE

基本の方針

48

- 質保証機構が定める評価基準に基づく評価
- 学修成果を中心とした評価
- 学校の個性の伸長に資する評価(学校の目的・目標を踏まえた評価)
- 自己評価に基づく評価
- 根拠資料・データに基づく評価
- 透明性の高い開かれた評価(意見申立て制度)

QAPHE

評価基準

48

評価基準は、五基準から構成され、基準ごとに基本的な観点(24項目)が設定されている。

- 基準1 目的・目標の設定および入学者選抜(5項目)
- 基準2 専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則の適合性(8項目)
- 基準3 職業実践専門課程の選定要件の適合性(3項目)
- 基準4 内部質保証(4項目)
- 基準5 学修成果(4項目)

QAPHE

スケジュール

50

- 第三者評価に関する説明会(2015.2.26)
- 第三者評価の申請受付
- 対象学校の自己評価担当者に対する説明会・研修会(2015.5.20)
- 質保証機構の評価者の研修(2015.8)
- 自己評価書の提出(2015.8末日締め切り)
- 訪問調査(2015.11)
- 評価結果(案)の対象学校への通知(2015.12)
- 評価結果(案)に対する意見の申立て(2016.1末日締め切り)
- 評価結果の確定・公表(2015.3下旬)

QAPHE

51

まとめ

何のための学校評価か？
相互の信頼から社会の信頼へ

QAPHE

何のための学校評価か？

52

- 学校における諸活動の質改善・向上(Quality Enhancement)と質保証(Quality Assurance)が目的である。
- 「評価」は、上記の目的を達成するために必要な手段である。評価そのものが目的化してはならない。
- 評価文化(評価情報を自らの責任で価値づけ、次の活動を選択していく)の醸成・定着が必要である(川口昭彦、2006年)。

QAPHE

Quality Assurance : Trust and Recognition

53

- Trust
 - 信頼、信用:社会の信頼(Public Trust)、相互の信頼(Mutual Trust)
 - (信頼により生じる)責任、義務
- Recognition
 - (人・ものをそれだと)認識、識別 ⇒ 個性化
 - (業績などへの)評価、称賛 ⇒ Evaluation
 - (組織・文書などへの法的な)承認、認可 ⇒ Accreditation

QAPHE

相互の信頼から社会の信頼へ

54

- 第三者質保証(評価)においては、学校と質保証(評価)機関の相互信頼(Mutual Trust)が、基本となる(緊張感をもった相互信頼あるいは協働作業)。
- 学校の自己点検・評価および学校関係者評価の積み上げを踏まえた第三者質保証(評価)でなければならない。
- 学校自らの「内部質保証」および第三者による「質保証」が、社会の信頼(Public Trust)につながる。
- 「質」の最も重要なものは、学修成果(学習者が身につけた能力、知識、技能、態度など)である。

QAPHE

参考文献・資料

08

- 大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着－日本の大学教育は国際競争に勝てるか?』独立行政法人 大学評価・学位授与機構編著 ぎょうせい 2010年5月:この単行本の中の「大学」は、ほとんど「専門学校」と読み替えられる。
- 大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着－日本の大学は世界で通用するか?』独立行政法人 大学評価・学位授与機構編著 ぎょうせい 2014年3月
- 専門学校質保証シリーズ『職業教育質保証の理論と実践』川口昭彦著 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構編集 ぎょうせい 2015年11月発刊予定

QAPHE

ご清聴ありがとうございました。

QAPHE

第三者評価における 評価者の役割と業務

平成27年度第三者評価モデル事業
評価委員研修



平成27年9月7日
私立専門学校等評価研究機構

本研修の目的

□各コンソーシアムにおける第三者評価モデル事業の第三者評価委員を対象に、
□評価者の役割と業務について、柔道整復師養成分野における事例の紹介を通して、各コンソーシアムにおける第三者評価モデル事業の実施に役立てていただく。

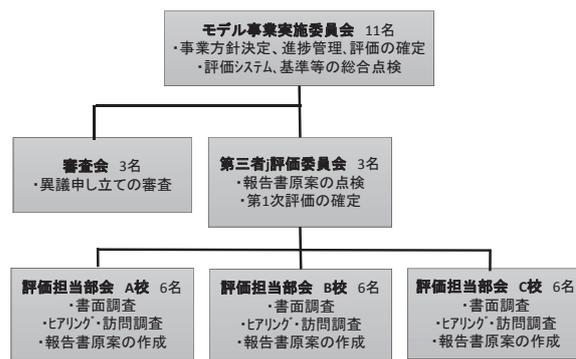
□担当：高橋 稔（早稲田速記医療福祉専門学校）

- 私立専門学校等評価研究機構第三者評価委員、ISO品質マネジメント審査員
- 平成21年度及び26年度において所属校の第三者評価体制構築を担当
- 平成25年度において学校関係者評価のモデル事業を担当

担当部分の予定

時刻	予定
15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復師養成分野における第三者評価モデル事業の実施体制 ・評価業務とその流れ ・基準の構成と考え方 ・要求事項の理解 ・自己点検・評価報告書の構成と記述 ・確認、評価の判断と手順 ・第三者評価報告書の記述方法
16:45	・質疑応答、意見交換
17:00	・終了

第三者評価モデル事業の実施体制



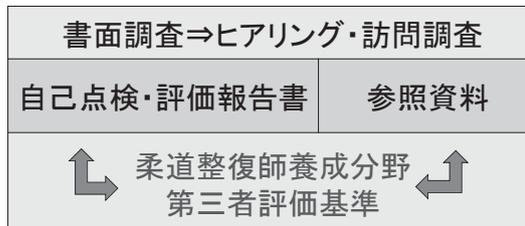
評価担当部会

●評価担当部会は、以下の評価委員により構成する

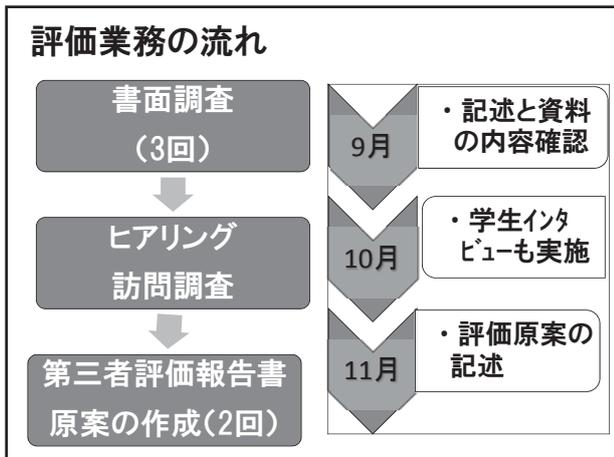
- 評価機構第三者評価部会長委員 1名
- 柔道整復師業界団体委員 2名
- 柔道整復師養成校委員 1名
- 他モデル事業校委員 1名
- 公認会計士委員 1名 計6名

●各委員会には評価機構より事務局を配置する

第三者評価モデル事業の業務



●提出された「自己点検・評価報告書」と「参照資料」から第三者評価基準の要求事項を満足しているかを確認する。



書面調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容と参照資料※を点検して、第三者評価基準の要求事項を満足しているかを確認する。

↕

- 第三者評価基準の要求事項を満足していると判断できる記述とそれを裏付ける参照資料※を確認する。

※資料の有無とその記載内容(記録)

書面調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容や参照資料に不明な点や不足な点がある場合は、
 - 記述の追加や訂正
 - 必要な資料の追加提出などを依頼する。
- ヒアリング・訪問調査の準備を行う。
 - 質問、確認する項目、内容
 - 追加提出や現地確認を行う資料など。

ヒアリング・訪問調査

- 施設・設備等
- 学校を訪問し、自己点検・評価報告書に記述された内容、説明のとおり実施、運営、管理されているかなどを確認する。
- 実際の教育活動と学校運営の状況や施設・設備などの状態を確認する。

- ヒアリング
- 自己点検・評価報告書に記述された項目毎に担当者、関係者へ質問して、確認する。

ヒアリング・訪問調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容の趣旨、意図や不明点、疑問点を確認する。
 - 事前に伝達してある質問、追加資料の確認
 - 理事会の議事録など、参照資料として提出されていない(提出できない)記録、資料の閲覧
 - 必要に応じて追加の質問
- 今回のモデル評価事業では、学生へのインタビューによる確認も行う予定。

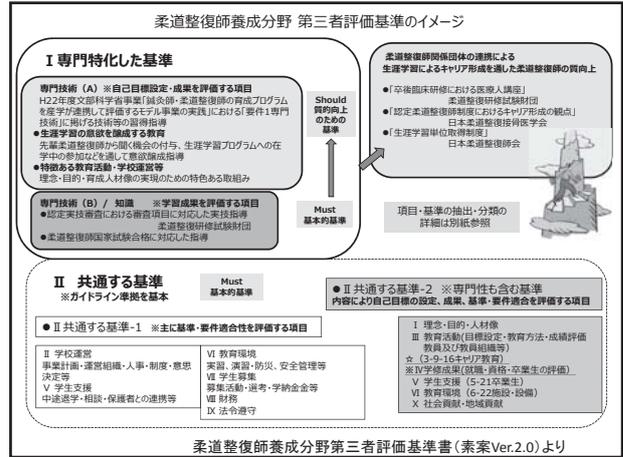
- 自己点検・評価報告書に記述された内容が第三者評価基準の要求事項を満足しているかを確認する。

第三者評価報告書原案の作成

- 総評: 中項目へのガイド記述
 - 大項目ごとに概観や特長に関する総合記述
 - 大項目内の各中項目の評価概観や特長のまとめを記述
- 中項目の評価結果:
 - 評価基準の要求事項への確認結果から、次の2点に関する記述
 - (1)特長として評価する点
 - (2)更なる向上を期待する点
 - モデル事業では基準適合の有無は記述しない
具体的には「確認と評価の手順」で説明

柔道整復師養成分野の 第三者評価 基準の構成と考え方

- 第三者評価基準の構成
- 第三者評価基準の考え方



I 専門特化した基準

- 専門技術 (A) ※自己目標設定・成果を評価する項目**
H22年度文部科学省事業「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価するモデル事業の実践」における「要件1専門技術」に掲げる技術等の習得指導
- 生涯学習の意欲を醸成する教育
 - 特徴ある教育活動・学校運営等
- 理念・目的・育成人材像の実現のための特色ある取組み
- 専門技術 (B) / 知識 ※学習成果を評価する項目**
- 認定実技審査における審査項目に対応した実技指導
 - 柔道整復師国家試験合格に対応した指導



柔道整復師養成分野 第三者評価基準書 (素案Ver.2.0) より

第三者評価基準の構成

1. 大項目



第三者評価基準の構成

基準	内容
大項目	<ul style="list-style-type: none"> ・基本区分、タイトル的な位置付け10項目 ・前文に基準の背景、意味、狙い等 ・総評を記述する
中項目	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の基本となる37項目 ・小項目をまとめた評価単位 ・項目ごとに評価結果を記述する
小項目	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の視点：中項目を構成する指標 ① 養成校に必要なとされる基本事項 ② 学校が教育目的実現に向けた努力と成果を検証する視点

第三者評価基準の考え方

□ 中項目 : 37

- 自己点検・評価報告書の記述単位
- ・「専修学校における学校評価ガイドライン」に示された視点を網羅したもの
- このくくりで、評価結果を記述する
- ・なお、モデル事業では基準適合の有無は確認するが記述しない
- ・記述するのは
 - (1) 特長として評価する点
 - (2) 更なる向上を期待する点

第三者評価基準の考え方

□小項目＝評価の視点：68

- 専門学校に共通の項目：32
(専門学校等評価基準書Ver4.0)
 - 柔道整復分野の専門特化項目：36
(共通18＋質向上13＋基本的5)
 - 小項目(評価の視点)は疑問形「～いるか」で書かれているが、これは
 - ① 養成校に求められる基本事項
 - ② 学校が教育目的実現に向けた努力と成果を要求、確認する事項 であり、
- ★「要求事項」＝「～いること」と読む。

小項目の内容

評価の分類	・ 基本的基準：Must ・ 質向上のための基準：Should
評価の観点	・ 背景：基準・専門＝Must ・ 要求内容：目標・質・成果＝Should



具体的な確認項目、確認資料

チェック項目	・ 小項目の要求事項を具体的に確認(点検)する指標
参照資料	・ チェック項目への適合を確認する客観的な証拠

評価の分類：

分類	意味
基本的基準 (基本)	Must 養成校として必要とされる基本的な事項を問う評価項目
質的向上のための基準 (質向上)	Should 教育目標実現に向け基本的基準を超えて質的向上を図ろうと実践している事項を問う評価項目

- ★分野別評価項目＝質向上(Should)：
目標、課題の設定⇒取組の成果、達成具合

評価の観点：小項目が要求していること

観点	意味	分類
基準	専門学校設置基準、指定規則、学校としての基本事項	Must
専門	職業実践専門課程認定要件、分野の基本事項	Must
目標	自己目標、学習成果を中心とした目的・目標	Should
質	内部質保証の取組	Should
成果	設定した学習成果等の達成	Should

- ★分野別評価項目＝専門(Must)：要件を満足
＝目標(Should)：目標の設定⇒取組の成果、達成具合

具体的な確認・チェック項目、確認資料

□小項目のチェック項目：302項目

- 小項目(評価の視点)を満足しているかを判断するための具体的な確認・点検項目。

★これも「要求事項」＝「～いること」と読む。

- 自己点検・評価報告書に記述された内容が第三者評価基準の要求事項を満足しているかを、この項目で確認、点検する。

□参照資料

- 第三者評価基準の要求事項を満足している事実を証明する客観的な証拠。
 - 添付必須の資料もある。※
 - 自己点検・評価報告書に記述された内容が要求事項を満足しているかを、参照資料の有無とその記載、記録(データ等)から確認する。
- ↑↓
- 資料に記載、記録されている内容から、自己評価報告書に記述された内容が要求事項を満足しているかを判断する。

柔道整復師養成分野の 第三者評価

要求事項の理解

□基準9 内部質保証



その2 基準9 内部質保証

大項目

- 養成校に求められている
 - 法令、専修学校設置基準等の遵守
 - 職業実践専門課程の認定要件を満足する適正な教育運営
 - 教育の質に関する自己点検・評価と学校関係者評価の実施
 - 教育情報の積極的な公開、運営の透明性
 - よりよい教育を提供するための継続的活動
- 質保証の仕組みが有効に機能しているかを確認、評価

その2 基準9 内部質保証

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

9-33 学校評価

9-34 教育情報の公開

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

小項目	評価の視点・指標	分類観点
59	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか	基本基準質
60	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか	基本専門質

59 法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか

■分類:基本 ■観点:基準・質

□チェック項目(法令順守)

260 関係法令及び設置基準等に基づき、学校運営を行うとともに、必要な諸届等を適切に行っているか

261 学校運営に必要な規則・規程等を整備し、適切に運用しているか

□チェック項目(法令遵守)

262 セクシュアルハラスメント等の防止のための方針を明確化し、対応マニュアルを策定して適切に運用しているか

263 教職員、学生に対し、コンプライアンスに関する相談窓口を設置しているか

264 教職員、学生に対し、法令遵守に関する研修・教育を行っているか

■参照資料 ※は必須	
<input type="checkbox"/>	法人寄附行為※
<input type="checkbox"/>	理事会・評議員会の議事録※
<input type="checkbox"/>	学則※
<input type="checkbox"/>	学則変更届等所轄庁への認可・届出
<input type="checkbox"/>	組織規程、組織図、校務分掌等、各種規則、規程※
<input type="checkbox"/>	セクシュアルハラスメント等の防止マニュアル等の資料
<input type="checkbox"/>	コンプライアンスの相談体制に関する資料
<input type="checkbox"/>	法令遵守の研修、教育の実施に関する資料
<input type="checkbox"/>	その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

□チェック項目(個人情報保護)	
265	個人情報保護に関する取扱方針・規程を定め適切に運用しているか
266	大量の個人データを蓄積した電磁記録の取扱いに関し、規程を定め、適切に運用しているか
267	学校が開設したサイトの運用にあたって、情報漏えい等の防止策を講じているか
268	教職員・学生に個人情報管理に関する啓発及び教育を実施しているか

■参照資料 ※は必須	
<input type="checkbox"/>	個人情報保護に関する方針、規程
<input type="checkbox"/>	個人情報保護の体制に関する資料、会議録
<input type="checkbox"/>	サイト運営に関するセキュリティポリシー、サイトポリシー等に関する資料
<input type="checkbox"/>	個人情報保護に関する学生、教職員への啓発教育を確認できる資料
<input type="checkbox"/>	情報漏えい等の事故発生時マニュアル、対応記録
<input type="checkbox"/>	個人情報保護に関する研修実施記録
<input type="checkbox"/>	その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

60	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか
■分類:基本 ■観点:専門・質	
□チェック項目	
269	職業実践専門課程の認定要件の適合状況を定期的に把握しているか
270	各認定要件等について、向上させるための取組を行っているか

■参照資料 ※は必須	
<input type="checkbox"/>	職業実践専門課程に関する都道府県への報告文書
<input type="checkbox"/>	向上に向けた取り組みに関する資料
<input type="checkbox"/>	教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会への報告資料
<input type="checkbox"/>	その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

9-33 学校評価		
小項目	評価の視点・指標	分類観点
61	自己評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	基本基準質
62	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	基本基準質

9-33 学校評価

小項目	評価の視点・指標	分類 観点
63	学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか	基本 基準 質
64	学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか	質 質 成果

★分野別評価項目：
目標、課題の設定と取組の成果、達成具合

63 学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか

■分類:基本 ■観点:基準・質

□チェック項目

282 内部質保証の方針、手続きは明確になっているか

283 PDCAサイクルを機能させ、学校として一体的取組を行っているか

■参照資料 ※は必須

- 学校評価の取組に関する文書
- 学校評価(自己評価)・学校関係者評価規程、実施要項※
- 学校評価(自己評価)・学校関係者評価委員会記録※
- 課題の設定と取り組み、点検と改善の経過が分る資料
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

64 学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか

■分類:質向上 ■観点:質・成果

□チェック項目

284 PDCAサイクルを活用した具体的な改善事例はあるか

285 意見の反映と指摘事項への対応を行っているか

★分野別評価項目：

目標、課題の設定と取組の成果、達成具合

★取組例：

- 重点目標と達成するための計画・方法の設定
 - ⇒計画に従って実施している
 - ⇒中間点検を行い、点検結果による改善活動
 - ⇒年度末点検を行い
 - ⇒達成報告・未達成の場合は改善に向け報告
- 学校関係者評価委員会報告における指摘事項
 - ⇒課題として検討し、進め方を決定
 - ⇒進め方に従って実施している
 - ⇒点検を行い、点検結果による改善活動
 - ⇒進捗、結果報告 など

■参照資料 ※は必須

- 学校評価の取組に関する文書
- 課題の設定と取り組み、点検と改善の経過が分る資料
- 具体的な改善事例を示す資料
- 学校評価(自己評価)・学校関係者評価委員会への報告、説明資料
- 学校評価(自己評価)・学校関係者評価委員会記録※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

柔道整復師養成分野の 第三者評価

確認と評価の手順

- 自己点検・評価報告書の構成と記述
- 確認、評価の判断と手順
- 第三者評価報告書の記述



自己点検・評価報告書の構成と記述

I 学校の現況

- ・学校名及び設置者
- ・所在地及び認可年月日
- ・沿革 ・課程 ・学科の構成
- ・学生数及び教員数 ・施設の概要

II 各基準の基本方針

- 1～10の順に大項目の総括
- 学校としての基本方針、達成目標、取組内容、背景となる状況などを記述

III 評価項目(中項目)の分析

- 以下の3点についてそれぞれ中項目の自己評価を記述
 - ① 現状とそのプロセス
 - ② 特長として強調したい点
 - ③ 今後の課題と取組の方向性
- 記述内容を確認する参照資料の名称と番号を記述
 - ①～③の記述要点は……

① 現状とそのプロセス

- 小項目(評価の視点)の要求事項に関する取組や活動について、チェック項目が求める活動・事実をもとに参照資料やデータを示して具体的に記述
- 小項目の毎に、原則としてチェック項目順に点検・評価結果を記述
 - (1) 小項目
 - ① チェック項目 ② チェック項目
 - (2) 小項目
 - ③ チェック項目 ④ チェック項目

② 特長として強調したい点

- 「現状とそのプロセス」に記述した取組や活動の中で、
 - 学校が特に力を入れていること
 - 工夫していること
 - 成果を得ていること
 - 外部から高い評価を得ていること などを記述
- 学校として積極的にアピールしたいことを記述
など

③ 今後の課題と取組の方向性

- 学校が目標や計画などを設定している場合は、その内容と達成に向けた取組や活動について記述
- 「現状とそのプロセス」において、小項目の要求事項を満たしていない(未実施、未対応など)ものがある場合は、それを課題として明記し、今後の取組や活動について記述
- 現状が不十分と捉えている取組や活動がある場合は、改善に向けた取組を記述
など

確認、評価の判断	
基準・基本・専門 Must	質向上・目標・質・成果 Should
○適合⇔不適合× ○ある⇔ない× ○している⇔していない× ○できている⇔できていない×	◎ある⇔ない△ ◎している⇔していない△ ◎できている⇔できていない△ ◎多い⇔少ない△ ◎高い⇔低い△ □成果 □達成具合 □程度 □レベル □特色 など

確認、評価の手順
「Ⅲ.評価項目(中項目)の分析」の記述を確認、評価する
①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順
①該当する小項目とそのチェック項目の要求事項を確認する
②「現状とそのプロセス」の記述が①を満足しているかを確認する

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順
③満足していないか、不明の場合は、 ●そのことを、「今後の課題と取組の方向性」に明記しているかを確認する □明記してあれば： フォローができていると評価する→確認済 □明記してなければ： それを課題として捉え、「今後の課題と取組の方向性」へ追記する→確認済 □明記してなければ： 事実を再確認の上、満足するように記述を訂正する→④へ

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順
④満足している場合は、記述を裏付ける参照資料を確認する
⑤記述を裏付ける参照資料の有無を確認する
⑥参照資料がない場合は、記述を裏付けるのに必要な参照資料を追加する→⑦へ
⑦参照資料がある場合は、参照資料の記述、記録が要求事項を満たしているかを確認する

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順
⑧確認できない場合： □確認できる参照資料と差替える→⑦へ □差替えができない場合は、第三者評価報告書の「更なる向上を期待する点」に指摘する候補
⑨確認できた場合： □その中から選択して、第三者評価報告書の「特長として評価する点」に記述する候補 ・工夫された、効果的な取組 ・優れた成果を得ている取組 ・学校がアピールしている取組など

1. 法令遵守と学校運営の記述例
(2) ハラスメント防止、コンプライアンス セクシュアル・ハラスメント防止のための委員会を設置し、適切に運用している。 教職員に対しては、毎年度始めの各種の会議において、ハラスメント防止とコンプライアンスに関する啓発活動を実施している。 在学生に対しては、毎年度始めのオリエンテーションにおいて、「学生生活ガイド」を配付し、担任からセクシュアル・ハラスメント防止の啓発と本校の姿勢、被害を受けた場合の相談のプロセス等を説明すると共に、ポスター、配付プリントによる啓発、また、事務局に相談窓口を設け、相談員へつなぐよう整備しているが、コンプライアンスに関しては特別なことは行っていない。

1. 法令遵守と学校運営の記述例 ▲方針、マニュアルに関する記述ない

(2) ハラスメント防止、コンプライアンス
 セクシュアル・ハラスメント防止のための委員会を設置し、適切に運用している。

教職員に対しては、毎年度始めの各種の会議において、ハラスメント防止とコンプライアンスに関する啓発活動を実施している。 参照資料の確認 会議の記録で具体的な内容を確認

在学生に対しては、毎年度始めのオリエンテーションにおいて、「学生生活ガイド」を配付し、担任からセクシュアル・ハラスメント防止の啓発と本校の姿勢、被害を受けた場合の相談のプロセス等を説明すると共に、ポスター、配付 ▲要求事項は、研修・教育、整備しているが、コンプライアンスに関しては特別なことは行っていない。

②「特長として強調したい点」の記述を確認する手順

①「現状とそのプロセス」の記述と「特長として強調したい点」の記述との整合を確認する

②なぜそのことを特徴として強調するのか、記述そのものと参照資料における客観的な証拠から妥当性の有無を確認する

- 特に力を入れている: 具体的な説明(資料)
- 工夫している: 具体的な説明(資料)
- 成果を得ている: 客観的な証拠(データ)
- 外部から高い評価: 客観的な証拠(データ)
- 積極的にアピール: 具体的な説明(資料)

○特徴として強調したい点の記述例

2. 職業実践専門課程

各認定要件の向上に向けては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組の進め方や実施経過を委員会開催時に適宜報告し、確認を得ることで確実性を図っている。

○特徴として強調したい点の記述例

2. 職業実践専門課程

各認定要件の向上に向けては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組の進め方や実施経過を委員会開催時に適宜報告し、確認を得ることで確実性を図っている。

委員会資料・議事録で確認

③「今後の課題と取組の方向性」の記述を確認する手順

①「現状とそのプロセス」の記述と「今後の課題と取組の方向性」の記述との整合を確認する

②学校が目標や計画などを設定している場合:
 その内容と達成に向けた取組や活動について具体的に記述しているか

③「今後の課題と取組の方向性」の記述を確認する手順

③小項目の要求事項を満たしていない(未実施、未対応など)ものがある場合:
 それを課題として明記しているか
 今後の取組や活動について記述しているか

④取組や活動の現状が不十分と捉えている場合:
 それを課題として捉えているか
 改善に向けた取組や活動について記述しているか

○今後の課題と取組の方向性の記述例

1. 法令遵守と学校運営

制定、改正する細則や規定類が頻繁になるため、メンテナンスを適宜行う共に、学内ネットワークを利用した教職員への周知を確実に行って、常に適切な運用を行うことが課題である。

また、変更申請等をタイムリーに行うためには、迅速な情報収集とその複線化が必要であることから、関連先からの情報収集に力を入れる。

ハラスメント防止については、委員会により適切に運用しているが、意識が低下しないようにする体制の検討なども必要である。

コンプライアンスに関しては、専門の相談受付窓口の設置と学生に向けた周知の検討が緊急の課題である。

○今後の課題と取組の方向性の記述例

1. 法令遵守と学校運営

制定、改正する細則や規定類が頻繁になるため、メンテナンスを適宜行う共に、学内ネットワークを利用した教職員への周知を確実に行って、常に適切な運用を行うことが課題である。

また、変更申請等をタイムリーに行うためには、迅速な情報収集とその複線化が必要であることから、関連先からの情報収集に力を入れる。

ハラスメント防止については、委員会により適切に運用しているが、意識が低下しないようにする体制の検討なども必要である。

コンプライアンスに関しては、専門の相談受付窓口の設置と学生に向けた周知の検討が緊急の課題である。

具体的にやること
基準未対応への対策記述、具体的な進め方確認

評価シート例

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

評価	資料	小項目(評価の視点)とチェック項目
○	✓	59. 法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか
○	○	1 関係法令及び設置基準等に基づき、学校運営を行うとともに、必要な諸届等を適切に行っているか
○	○	2 学校運営に必要な規則・規程等を整備し、適切に運用しているか
○	○	3 セクシュアルハラスメント等の防止のための方針を明確化し、対応マニュアルを策定して適切に運用しているか
×	×	4 教職員、学生に対し、コンプライアンスに関する相談窓口を設置しているか
○	○	5 教職員、学生に対し、法令遵守に関する研修・教育を行っているか
○	○	6 個人情報保護に関する取扱方針・規程を定め、適切に運用しているか
○	×	7 大量の個人データを蓄積した電磁記録の取扱いに関し、規程を定め、適切に運用しているか
○	○	8 学校が開放したサイトの運用にあたって、情報漏えい等の防止策を講じているか
○	○	9 教職員・学生に個人情報管理に関する啓発及び教育を実施しているか
□小項目特記事項 ・確認メモ記述		

確認メモ例 ①現状とそのプロセス

(2) ハラスメント防止、コンプライアンス	確認内容
・ハラスメント防止への取組方針と組織については委員会規程に明記されているが、相談受付や解決プロセス等に関する記述と具体的な資料の添付がない。	・マニュアル等の確認必要 ・運用についてヒアリング必要
・教職員に向けた啓発活動の記述はあるが、資料が添付されていない。	・会議記録確認必要、ポスター、学生生活ガイド確認済
・学生向け啓発活動は実施されている。	・添付資料確認済
・内部通報規程は整備されている。	・課題と取組の方向性に記述あり
・コンプライアンスの相談窓口に関する記述がなく、資料も添付されていない。	・研修や教育等に関して具体的な進め方の記述がない。

確認メモ例 ②特徴として強調したい点

2. 職業実践専門課程	確認内容
・教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組により各認定要件の向上を図っている。	・添付資料で確認済

確認メモ例 ③今後の課題と取組の方向性

1. 法令遵守と学校運営	確認内容
・ハラスメント防止意識の維持に向けた体制の検討。	・検討の方向性を確認
・コンプライアンスに関する相談受付窓口の設置と学生への周知の検討が緊急課題。	・具体的な計画の有無を確認
・個人情報保護に関する教職員に向けた研修の実施。	・具体的な計画を確認

第三者評価報告書への記述手順

Ⅱ 中項目の評価記述

- 小項目毎の確認が終了した自己点検・評価報告書の記述から、第三者評価報告書の中項目評価に記述する確認結果、指摘事項等を選択する。
- なお、モデル事業では評価基準の要求事項への適合の有無は確認するが、適否・可否は記述しない。

Ⅱ 中項目の評価記述

(1)特長として評価する点

- ①評価基準の要求事項を満足する、工夫された、効果的な取組、活動であることを確認できた点
- ②優れた成果を得ていることを確認できた点
- ③学校が特長として強調、積極的にアピールしている取組、活動をj確認できた点
- ④その他、評価部会が学校の特長として積極的に評価できると判断した活動 など

Ⅱ 中項目の評価記述

(2)更なる向上を期待する点

- ①「今後の課題と取組の方向性」に学校が設定した目標や計画などを記述している場合：
目標や計画達成に向けた具体的な取組や活動が明解で、成果が期待されると判断できる点
- ②「今後の課題と取組の方向性」に小項目の要求事項を満たすための課題を明記している場合：
課題達成に向けた具体的な取組や活動が期待されると判断できる点

Ⅱ 中項目の評価記述

(2)更なる向上を期待する点

- ③「今後の課題と取組の方向性」に現状が不十分と捉えてた取組や活動を記述している場合：
改善に向けた具体的な取組や活動が期待されると判断できる点
- ④ヒアリング・訪問調査において
書面調査における不明点の確認できなかった
現場確認(参照資料として未提出)の記録、資料の確認ができなかった
ことにより、評価基準の評価項目の要求事項を満足していないと評価部会において判断した点

Ⅱ 中項目の評価記述

(2)更なる向上を期待する点

- ⑤その他、評価部会が今後の課題と取組の方向性に期待できる、期待したいと判断した取組や活動など

★中項目の評価記述例

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

(1)特長として評価する点

- 職業実践専門課程として、教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会からの意見、課題への取組を通して改善を図り、各認定要件の向上を目指している。

(2)更なる向上を期待する点

- コンプライアンスに関する規定等は整備され、適切に運用されているが、教職員と学生に対する相談受付窓口の早期設置と学生への周知が望まれる。

第三者評価報告書への記述手順

I 総評の記述

- 総評は、基準1～10の大項目ごとに総括、総合評価を記述する
- ① 中項目それぞれの評価結果の記述を踏まえた、大項目としての総括と特長に関する総合記述
- ② 中項目へのガイド記述の役割があることから、
 - 中項目の順に「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」の記述に従って、
 - 各中項目における中心的、特長的な取組や活動とその評価概観を記述する

第三者評価報告書への記述

I 総評の記述

- ③ 中項目それぞれの「特長として評価する点」に記述した中から、総合評価に取り上げるに相応しいと判断した取組や活動を選定して記述する
- ④ 中項目それぞれの「更なる向上を期待する点」に記述した中から、総合評価にも記述することで一層の改善を期待したいと判断した取組や活動を選定して記述する

- ・柔道整復師養成分野における事例紹介は以上です。
- ・今回のモデル事業と並行して、分野別第三者評価システムの構築に向けた検討が進められます。
- ・各コンソーシアムにおけるモデル事業の経過と結果を踏まえて、仕組みの共通化などの具体的な作業もスタートする予定です。



【資料4：第三者評価システム構築事業に関する資料】

- 1 職業実践専門課程の第三者評価(計画中)と技術者教育の第三者評価
(JABEE 審査) のプログラム評価としての特徴の比較…………… 217
東京電機大学 学長室 特別専任教授
JABEE 業務執行理事 工藤一彦
- 2 職業実践専門課程における第三者評価のあり方について…………… 222
私立専門学校等評価研究機構 理事 関口正雄
- 3 専門学校と業界との連携に関する調査結果……………240

パネルディスカッション
「職業教育における分野別第三者評価」

職業実践専門課程の第三者評価(計画中)と
技術者教育の第三者評価(JABEE審査)の
プログラム評価としての特徴の比較

東京電機大学 学長室 特別専任教授
JABEE 業務執行理事

工藤一彦

JABEEによる第三者評価の特徴

日本技術者教育認定機構 (設立:1999年11月19日)
Japan Accreditation Board for Engineering Education
技術系学協会と連携し、技術者教育プログラムの認定・審査を行う非政府団体
新規認定プログラム数の累計: 172 教育機関の486プログラム

JABEEの目的:

- 教育活動の品質が満足すべきレベルにあること(質の保証)
- 教育成果が、技術者として活動するために必要な最低限度の知識や能力の養成に成功していること(学士レベルの内容・水準を担保)
をプログラム評価により公に認定すること

プログラム評価とは?: 個別の教育プログラムの評価

- 評価対象: プログラムが設定した教育目標=アウトカムズ(4年間の教育プログラムで育成する知識・能力の内容と水準)が評価の対象
- 評価内容:
 - 大学の提示する教育目標の妥当性(JABEEが求める内容を含み、学士としての水準を満たす)
 - 実際の教育で教育目標が必要な水準で満足されている
 - 教育目標の達成が系統的に担保されている

内部質保証システムによる教育の質と水準の保証とは？

JABEEは教育プログラムに、**教育の質と水準**を保障する内部質保証システムの構築を求めている。

1. 教育の質が系統的に保証されるような仕組みの構築とその適切な運用

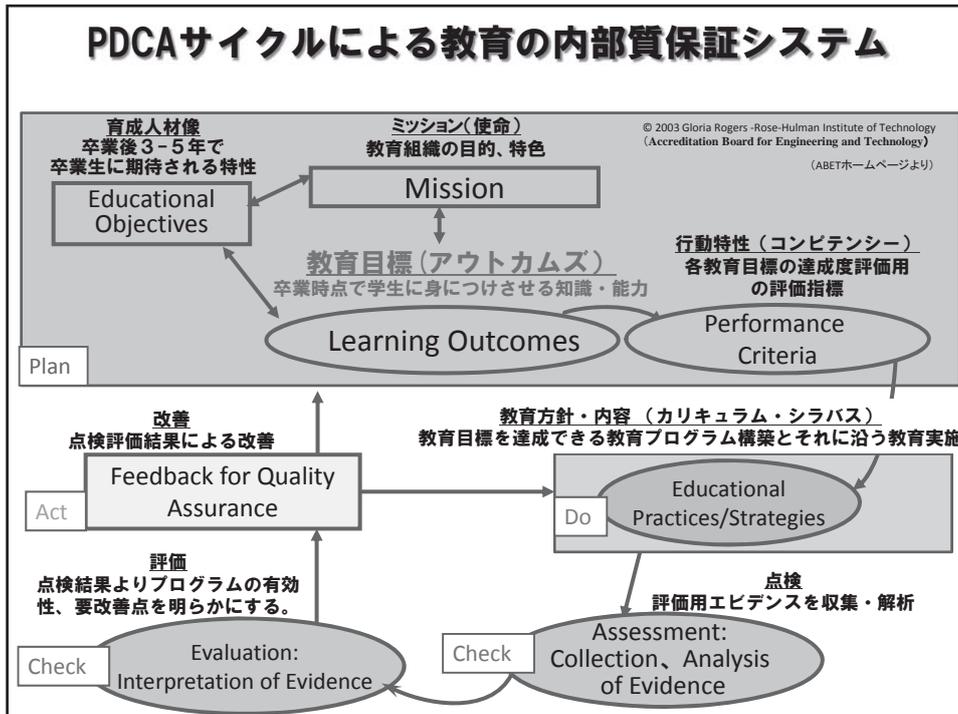
- 教育の質とは？
すべての卒業生が、教育プログラムの教育目標を達成していること。
- 系統的質保証とは？
PDCAサイクル(次頁)による内部質保証システムにより教育の質を担保。
- 内部質保証システムの有効性はなにで担保される？
第三者評価機関による公の検証によって担保。

2. 教育の内容と水準が国際的に大学卒業レベルとして認められる水準以上であること

- 教育の水準とは？
教育プログラムが学生に身につけさせている教育目標の水準分野の専門家で構成される審査チームが判断(ピアレビュー)
- 教育の水準の妥当性はなにで担保される？
第三者評価機関による公の検証によって担保。

教育目標: 卒業時点で学生に身につけさせる知識・能力の、内容と水準を含めた記述

PDCAサイクルによる教育の内部質保証システム



JABEEが定める 技術者教育の教育目標に含まれるべき知識・能力項目

各技術者教育プログラムは、

- プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らし、
- プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として、教育目標を設定のこと。
- これは下記の(a)から(i)の各内容を具体化したものであり、
- その水準も含めて「○○ができる」という形で設定されていること。

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、および技術者が社会に対して負っている責任に関する理解(技術者倫理)

技術分野ごとに異なる項目

- (c) 数学、自然科学および情報技術に関する知識とそれらを用いる能力
- (d) 該当する分野の専門技術に関する知識とそれらを用いて問題を解決する能力
- (e) 種々の科学、技術および情報を利用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f) 日本語による論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力および国際的に通用するコミュニケーション基礎能力
- (g) 自主的、継続的に学習できる能力(生涯学習能力)
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力(プロジェクト遂行能力)
- (i) チームで仕事をするための能力(チーム活動能力) (2012年度基準)

「職業実践専門課程における第三者評価のあり方の 検証の方向性」とJABEE審査で同等な特徴

● 「方向性」の記述、 □ JABEE基準の特徴

- 第三者評価は質の保証・向上のために実施する「手段」である。
- JABEEの目的は教育活動の品質が満足すべきレベルにあること(質保証)、…、を公に認定すること。

- 学生の学修成果を中心とした目的・目標を社会との接続の観点を含めて具体的に設定する。
- プログラムは、育成しようとする自立した技術者像に照らし、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として、教育目標を設定のこと。

- 認定課程が目的・目標に設定している学修成果等が達成できているかどうか(目的・目標の適切性評価も含む)を評価。
- 機関内部の質保証の取組や手続を整備し、それが機能しているかを評価
- 実際の教育で教育目標が必要な水準で満足されていることがシステムの担保されていることを評価
- 大学の提示する教育目標の妥当性(JABEEが求める内容を含み、学士としての水準を満たす)を評価

「職業実践専門課程における第三者評価のあり方の検証の方向性」とJABEE審査で異なる特徴

● 「方向性」の記述、□ JABEE基準の特徴

- 目標として設定する指標は、…、個別の分野に即した具体的な指標を設定する。

(指標項目の例: 資格取得、進路状況、離職率、企業等からの評価 等)

→ 経営のアウトカムズ

(教育の社会的有効性を示すアウトカムズ)

- プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として、教育目標を設定のこと。これは下記の(a)から(i)の各内容を具体化したものであり、その水準も含めて設定されていること。
- プログラムは、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として、教育目標を設定のこと。

(a) 地球的視点、(b) 技術者倫理、(c) 数学、自然科学、情報技術の知識と応用、
(d) 専門技術の知識と応用、(e) デザイン能力、(f) コミュニケーション能力、
(g) 生涯学習能力、(h) プロジェクト遂行能力、(i) チーム活動能力

→ 教育のアウトカムズ

事業の達成目標としての

インプット、アウトプット、アウトカムの違い

インプットとアウトプットは、何らかの処理機構(組織、機械、個人等)がある場合、“入れるもの=インプット”、“出てくるもの=アウトプット”

- 事業実施に際して投入された資源が「インプット」、
- 事業実施によって直接発生した成果物・事業量が「アウトプット」。
- 事業実施により発生する効果・成果が「アウトカム」。

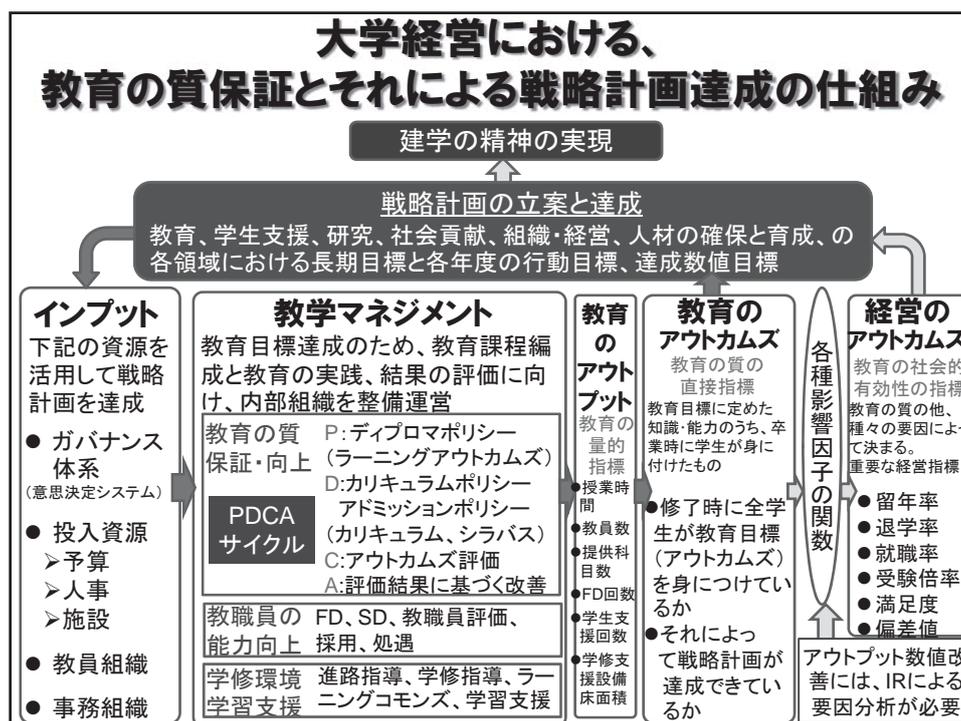
例えば「交通安全を推進しよう」という目的で「歩道の設置」という事業を推進したとします。

この場合、事業に関する成果として「歩道を年度内に500m設置した」というのがアウトプット。

その目的に関する成果として「交通事故件数が減少した」というのがアウトカムです。 (<http://blog.livedoor.jp/uzak1803/archives/1009650772.html>)

事業の達成目標の評価指標設定のとき、下記が重要である。

- インプット、アウトプット、アウトカムを区別する。
(予算〇〇億円投入、歩道500m設置、交通事故件数〇%減)
- 目標(アウトプット、アウトカム)達成度を定量的に評価できるか?



まとめ

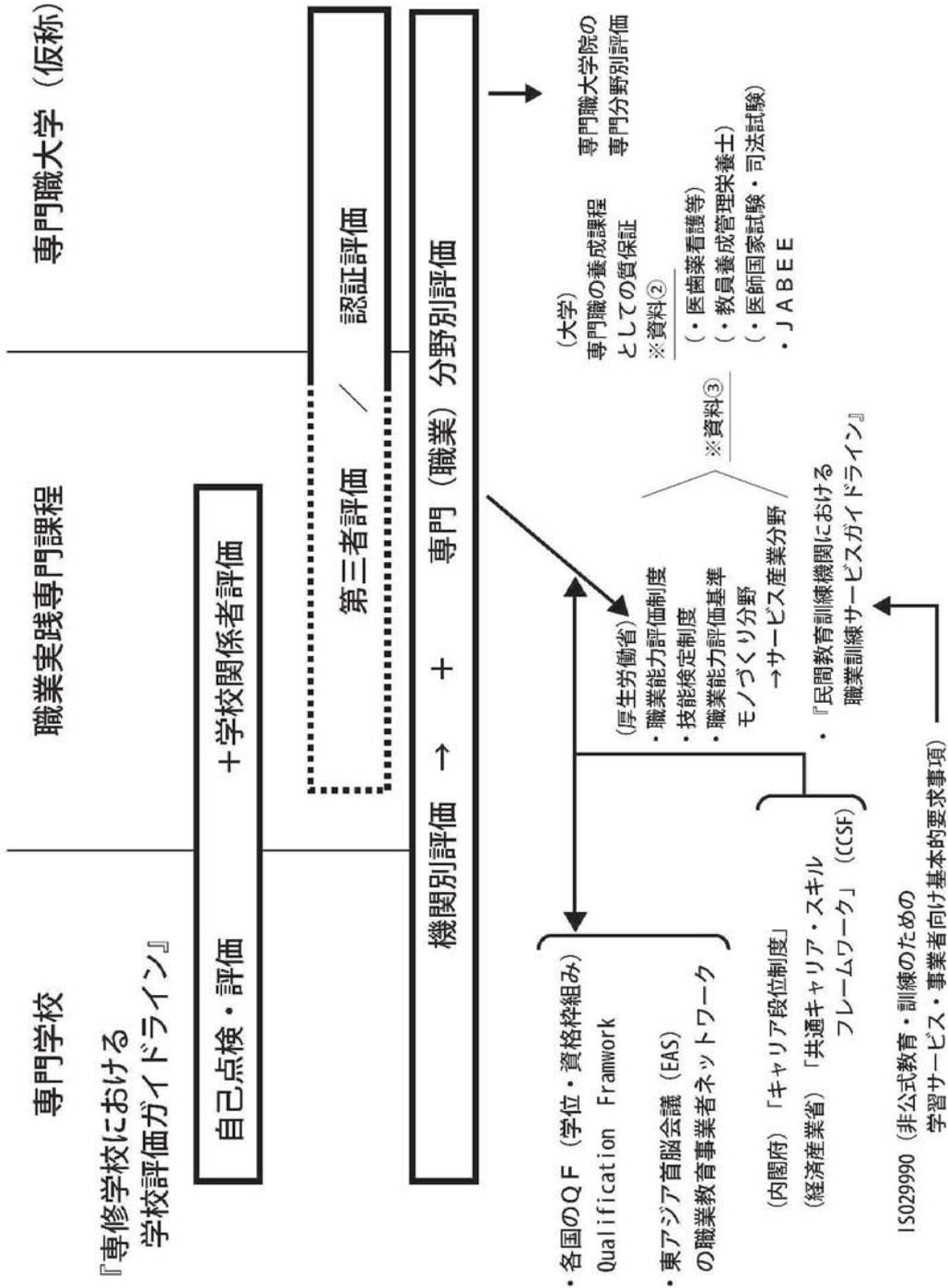
プログラム評価では、教育プログラムの内容の妥当性評価として、「教育のシステムの質保証」と「教育内容と水準の適切性」を評価し、そのために①教育のアウトカムズに相当する目標を設定する。

また教育プログラムの社会的有効性評価として、②経営のアウトカムズに相当する目標を設定し、その達成度を評価する。

1. 「教育のシステムの質保証」はPDCAサイクルの構築とその適切な運用で評価
PDCAサイクルは、P:適切な目標の設定、D:目標を実現できる教育プログラム構築と教育実施、C:目標達成度評価、A:評価結果によるプログラム改善、からなる。
2. 「教育内容と水準の適切性」は、プログラムの教育のアウトカムズとしての目標の内容と水準の適切性を対象に、その分野の専門家で構成される審査チームが判断する(ピアレビュー)
3. 教育プログラムの目標には下記の2つのカテゴリのものが存在し、分野の特性に応じて適宜設定するが、評価指標としての性格が異なるので、評価基準として提示するときには、分けて提示する必要がある。またそれぞれの目標は定量的測定が可能である必要がある。
 - ① 教育のアウトカムズに相当するもの:プログラム修了時点で修了生が確実に身につけておくべき知識・能力(例:JABEE基準の(a)~(i))
 - ② 経営のアウトカムズに相当するもの:プログラムと社会との接続の有効性の観点からの指標(例:資格取得、進路状況、離職率、企業等からの評価 等)

分野別評価とその展開

II



職業実践専門課程における第三者評価のありかたへの問い

1. 職業実践専門課程の専門学校に対して、第三者評価が制度上義務化される
ことがあるのか？
2. 機関別評価と分野別評価の定義は？ *資料④
3. 分野別評価が必要となる評価項目とは？
4. 分野（職業教育分野）をどう特定するのか？資料⑤
5. 国家試験や de facto standard 等がない分野における評価基準は？
評価者は？
6. 専門分野別評価団体のあり方と可能性は？
7. 職業実践専門課程の第三者評価における機関別評価の意義は？
8. 「学校評価ガイドライン」による自己点検・評価との関係は？資料⑥
9. 第三者評価が実施された場合、学校関係者評価はどうなるのか？
10. 文部科学省「職業実践専門課程における第三者評価のありかたの検証の
方向性について」における設置基準項目等の評価について
11. 当面のゴールは？
 - 「機関別評価として、目標設定と教育成果、成果の評価方法、改善への組
織的な取り組み、などについて、その整備状況を評価項目として取り込ん
だうえで、モデル項目と評価システムを示す *資料⑥&IV参照
 - (次のステップのために) 分野別評価の考え方とモデル事例を複数提示す
る

分野特性への共通する問いかけ（例）

□卒業要件として求められる当該分野の技術、技能、能力要件と到達水準は定められているか？

それらの要件の根拠は何か？

→当該分野の業界が求める人材像と人材要件およびその水準→それらを当該分野共通の要件と定める機関、団体が存在するか？

→存在しない場合、それらを卒業要件とする（業界の求めるものであることを示す）根拠はなにか？

→それらの根拠が国家資格、業界に通用する標準（デファクトスタンダード）である場合→国家資格、業界に通用する標準で示される卒業要件以外の要件は存在するか、またそれらは何か？

□卒業要件としての技術、技能、能力要件と到達水準に向けたカリキュラム編成は適切か？

→主要なカリキュラム構成内容（要素、授業方法、時間量）は？

→その適切性の根拠は？（国家資格等の要件として定められている分野を除く）

□上記卒業要件を満たしているかを適切に判定する成績評価方法はあるか？

→技能、能力の評価方法は？

□就職率は高い水準にあるか？

卒業生就職率目標は？／求職者就職率目標は？／専門分野就職率目標は？

目標設定の根拠は？＝達成度の評価基準は？

→当該分野の平均就職率データが存在するか？

→存在しない場合の目標設定の方式と評価法は？

□資格合格率は高い水準にあるか？

学科に対応する国家資格あるいは業界に通用する標準があるか？

合格率は、全国平均と比べて高い水準か？

合格率目標の設定と根拠は？

□退学率は低く抑えられているか？

低減化目標設定の根拠は？＝達成度の評価基準は？

→当該分野の平均退学率データが存在するか？

→存在しない場合の目標設定の方式は？

職業人教育学会（平成27年9月25日）

関口講演 関連資料一覧

①「職業実践専門課程における第三者評価について」

平成27年3月27日 専門学校教育研究会 関口講演資料より

②「大学教育の質保証に関する各種の枠組み」

平成22年7月22日 日本学術会議「大学の質保証について」より

③「職業能力評価制度の概要」以下6項目

平成27年9月16, 17日 文部科学省委託事業 九州大学国際セミナー

「高等教育複線化と国家学位資格枠組みの国際的展開」

厚生労働省職業能力開発局 和田雄次郎氏

「生涯にわたる職業能力の適切な評価制度に向けて」より

④「評価の観点」

平成20年10月29日 日本学術会議 大学の分野別質保証検討委員会第2回

川島太津夫委員提出資料より

⑤「分野別評価のための分野指定の試み」

平成27年7月29日 関口作成

⑥「柔道整復師養成文第三者評価基準と文部科学省ガイドラインの評価項目比較」他2点

平成27年9月15日 特定非営利活動法人私立専門学校評価研究機構作成

以上

職業実践専門課程等における第三者評価について ～分野別評価の可能性～

平成 27 年 3 月 27 日 専門学校教育研究会

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構

理事 関口 正雄

2. 大学における専門分野別評価

① 専門分野別評価の必要性について

平成 19 年度文部科学省大学評価研究委託事業

『専門分野別評価システムの構築～学位の質保証からみた専門分野別評価のあるべき方向性について』大学基準協会より

「(認証評価は) ……「質保証 (アクレディテーション) のための評価制度」と言いながら、受けるだけが義務づけられている現行制度には少なからぬ疑問が持たれている。これでは、「最低限の説明責任 (アカウンタビリティ) を果たすための評価制度」とみなされても仕方がない。……認証評価の対象が機関としての大学全体を評価する機関別評価としてスタートしたため、教育の質の評価というアクレディテーション機能が十分機能していない。」

「これまで教育活動に関する 認証評価項目の多くは、制度や仕組みの整備状況についてのものが中心で、教育内容や教育成果についての評価に関しては、カリキュラム編成の原理や学生定員充足率といった概括的な評価や外形数値による評価に偏りがち、(これでは) ……出口管理に繋がる教育成果の評価にならない。」

「質保証へとつながる認証評価への転換とは、教育システムの評価から教育成果の評価への方向転換であり、機関別認証評価の問題点を補正し、教育成果の評価へと専門分野別評価へ認証評価の重心を移動させようとするものである……」

② 大学における専門分野別質保証の位置づけと現状

i) 中教審における分野別第三者評価の検討

・『大学の質の保証に関わる新たなシステムの構築について (答申)』平成 14 年 8 月

第 3 章 第三者評価の導入

4 専門分野別第三者評価

「大学の専門性を様々な分野ごとに評価する、いわゆる専門分野別第三者評価についても、……将来的には多様な分野で行われることが必要である。しかし、現在直ちに多くの分野で専門分野別第三者評価が実施できる状況にはないところであり、認証評価機関による評価の義務付けは、当面、第三者評価の導入に対する必要性が特に強い法科大学校等の専門職大学院から開始することにする。」

- A 専門職の養成課程としての質保証（社会に対する直接的な質保証）
B 学士課程教育の一般的な質保証（職場や社会に対する間接的な質保証）

Bは、「学士力」と捉えられ、さらに2つに分かれている

- Bの1 学士課程の教養教育
Bの2 学士課程の専門分野の教育（分野別の教育課程編成上の参照基準）

AとBの両者の違いについて、以下のような記述がある。

「分野別の教育内容の質保証に関して、工学系分野においてはJABEE（Japan Accreditation Board for Engineering Education, 日本技術者教育認定機構）による教育課程の認定制度（アクレディテーション）が存在しており、医歯薬看護等の分野においては、国の関与の下にコアカリキュラムが策定されていることはよく知られている。

これらと参照基準との違いは何か。ひと言で言えば、特定の専門職の養成施設に関する質保証と学士課程教育の一般的な質保証の違いであるとしてよいだろう。確立した専門職業資格は、当然のことながら当該資格を担う者が具備すべき知識・理解・能力の内容に対する具体的要求水準が明確であり、社会に対して直接的な質保証の責任を負っている。こうした分野については、一定の基準に基づいてその適格性を認定したり、コアカリキュラムによって標準化を図ったりする必要があることはよく理解できる。

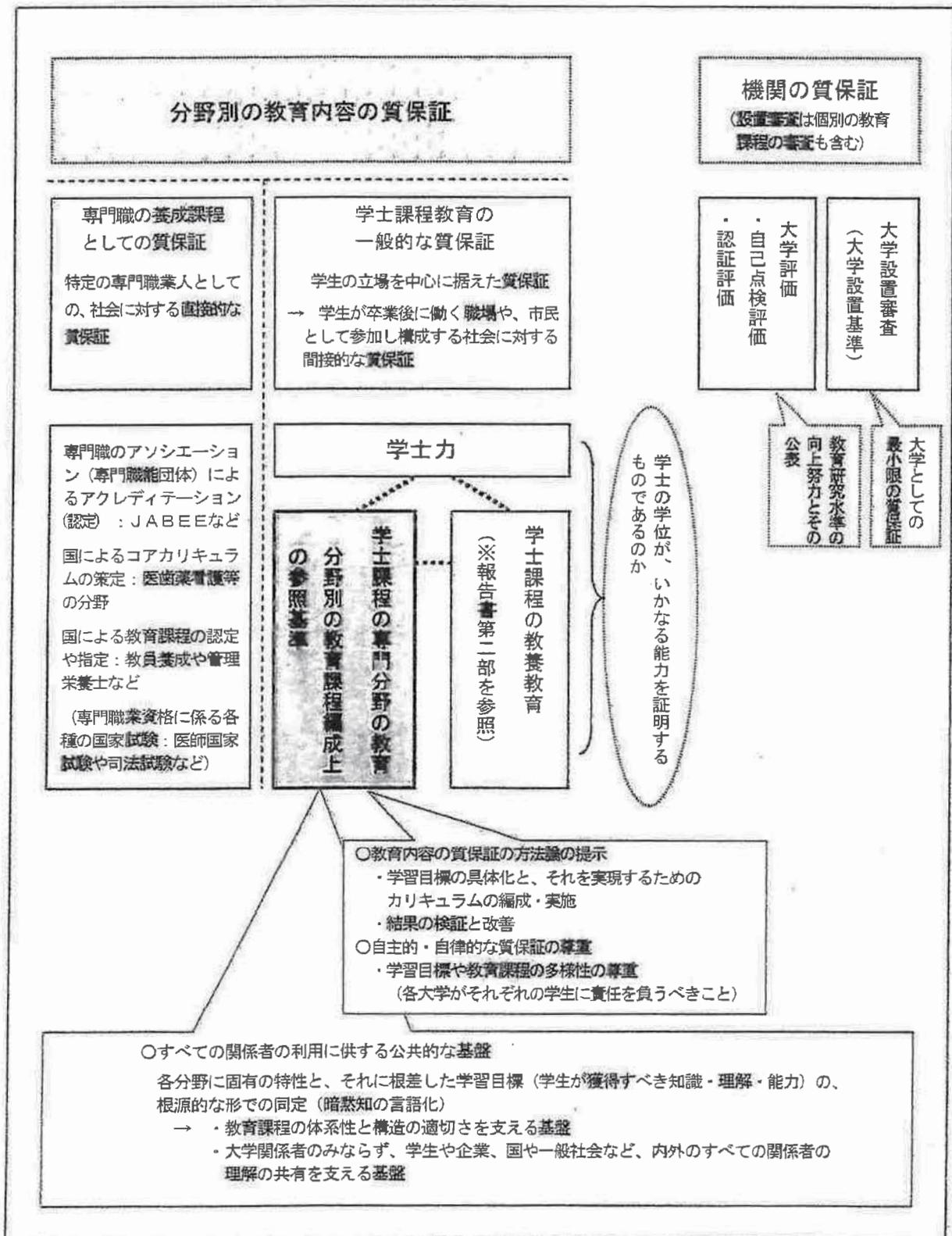
一方で、そうではない多くの分野については、学生の進路も多様であり、大学によって教育の重点の置き方も多様であって然るべきである。しかしそのような分野においても共通して言えるのは、学生が自身にとって意義あるものを身に付けることが重要であり、なおかつそれは、分野の特性に根差したものであるべきことである。参照基準はまさにこのような考え方に基づいている。」

Bの2にある参照基準の基本的な構成項目は以下の通り。

- ・当該学問分野の定義
- ・当該学問分野に固有の特性
- ・当該学問分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養
- ・学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方
- ・市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり

参照基準については、日本学術会議に各分野別の参照基準検討分科会が設けられ、すでに18分野の参照基準が作成・公開されている。（資料3）

図2 大学教育の質保証に関する各種の枠組み



日本学術会議 HP (<http://www.scj.go.jp/>) 委員会一覧 > 大学教育の分野別質保証委員会より

参照基準

- 【経営学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 経営学分野
- 【言語・文学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 言語・文学分野
- 【法学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 法学分野
- 【家政学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 家政学分野
- 【機械工学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 機械工学分野
- 【数理科学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 数理科学分野
- 【生物学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 生物学分野
- 【土木工学・建築学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 土木工学・建築学分野
- 【経済学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 経済学分野
- 【地域研究】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 地域研究分野
- 【歴史学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 歴史学分野
- 【材料工学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 材料工学分野
- 【政治学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 政治学分野
- 【地理学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 地理学分野
- 【文化人類学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 文化人類学分野
- 【社会学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 社会学分野
- 【心理学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 心理学分野
- 【地球惑星科学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 地球惑星科学分野

(参考) 関連の分野別委員会

- 哲学委員会 哲学分野の参照基準検討分科会
- 心理学・教育学委員会 教育学分野の参照基準検討分科会
- 社会学委員会 社会福祉学分野の参照基準検討分科会
- 経営学委員会 経営学大学院教育のあり方検討分科会
- 歯学委員会 歯学教育分科会
- 薬学委員会 薬学教育分科会
- 農学委員会・食料科学委員会合同 農学分野の参照基準検討分科会
- 基礎医学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同 医学分野の参照基準検討分科会
- 数理科学委員会 統計学分野の参照基準検討分科会
- 情報学委員会 情報科学技術教育分科会
- 化学委員会 化学分野の参照基準検討分科会
- 電気電子工学委員会 電気電子工学分野の参照基準検討分科会